

# 営業税課税標準申告書綴からみる川越地域経済と 営業者の納税額の階層別分布

—— 1917～1924年の営業税データを中心に ——

幸野 保典，宮川 英一

## はじめに

近代初頭の川越商人は、東は中山道以東、南は大和田白子付近、西南は扇町屋・所澤・青梅、西は秩父、北は熊ヶ谷に至るまでの広大な地域をその商圏としていた。川越商人は、商圏内の米麦蚕茶生糸の物産を奨励するため、肥料や糸等の原材料を供給し、一方で、衣食住に必要な米、味噌、醤油、薪炭などの日常生活必需品と洋物小間物するなど、あらゆる商品を当該地域に供給した。

加えて当該地域から「産出セル米麦織物蚕茶生糸等ノ物産ヲ集収シーハ最寄りニ交換分配シ他ノ一八其ノ余ス所ノ大多数ヲシテ即チ之レヲ全国各地ニ紹介分配シツ、アリ」<sup>1)</sup>とされ、たとえば、「木綿織物ノ加キハ東京大坂ヲ始メ北海佐渡甲信越常總野州摂河泉奥羽其他ニ向テ常ニ輸送シ繭ノ如キハ野州及信州ニ茶及生糸ハ横濱外商ニ仕向ケ米穀ハ西武及西南甲武地方ニ送り販売」<sup>2)</sup>をおこなっていた。つまり、近代初頭の川越商人は、依然として近世以来の「物資の集散地」としての役割を担っていたわけである。

しかし、明治後期になると当該地域への鉄道の普及に伴い、物流に変化を来し、川越の「物資集散地」としての役割が減退すると論じられている。

本稿では、こうした川越町の商工業者の存在形態について、大正期の『国税営業税課税標準申告綴』に記載される各事項（後述）から分析する。「川越商工会議所関係資料」には1917（大正6）年から1926（大正15）年にいたるまでの、『国税営業税標準申告書綴』が残され貴重な資料となっている。国税営業税納税者の申告書なので、川越町（市）の商工業者上層部の分析となるが川越地域経済の概要を把握できることはいうまでもない。

川越の「近代経済史」の論考については、『川越市史 第四巻近代編』<sup>3)</sup>や老川慶喜氏<sup>4)</sup>、

1) 『川越商業会議所第一回報告』(1900年10月)、5～6頁。

2) 同上書。

3) 川越市総務部市史編纂室編(1978)。

4) 老川慶喜(2008)。

白戸伸一氏<sup>5)</sup>など多くの優れた業績がある。しかし、川越町(市)内の全ての「国税営業税納税者」を分析対象として「川越地域経済」を論じた研究ではない<sup>6)</sup>。

国税営業税に関する論考については、牛米努氏<sup>7)</sup>の一連の優れた研究があるが、主に「制度史」からの論究で、当然のことながら個別研究にはいたっていない。個別研究としては、江口圭一氏<sup>8)</sup>の「営業税反対運動」があるが、運動史からの論究で、「国税営業税」そのものを分析対象としたものではない。また、国税営業税の廃税運動をめぐる商業会議所などを主体とした利益団体と議会政治の展開過程をあつかった石井裕晶氏<sup>9)</sup>の研究が発表されているが、全国規模の政治史研究に重点がある一方でやはり、地域経済を税務史料から分析した個別研究ではない。

また、川越にとどまらず埼玉県レベルの分析であるが、明治後期を中心に商工業者の分布を検討した谷謙二氏・飯田貴美子氏の研究がある<sup>10)</sup>。同研究は『埼玉県営業便覧』を利用し、各都市における商工業者の特性や分布を明らかにしているが、同資料は『国税営業税課税標準申告綴』が持つほどの商工業者にたいする網羅性を具備していない<sup>11)</sup>。

また、国税営業税の課税標準をデータ化し、明治大正期を通じて全国規模での営業者にたいする分析をおこなったものに、松本貴典氏の一連の研究がある<sup>12)</sup>。松本氏、国税営業税データを通じて、日本における問屋業と物品販売業の全国動向を分析しているが、物品販売業に関してはその構造を小規模性、集積性、多段階性および生産性の4要素に分けて論じており、本稿の営業者分析にとっても非常に示唆をえることが多かった<sup>13)</sup>。ただし、松本氏が分析に用いた国税営業税データの主税局資料は、営業名の区分である物品販売業や銀行業といった区分は記載されているが、大多数の営業者の営業税区分である物品販売業とだけ区分されており、業種別内訳を記載していない。そのため、同資料から物品販売業者の取扱商品ごとにカテゴリー化した分析は難しい。それに対し本稿は『国税営業税課税標準申告書綴』という個票を集積した資料を用いることで、川越町(市)における一定の期間に限られるが、その資料上の制約を乗

---

5) 白戸伸一(2004)。

6) ただし、川越市総務部市史編纂室編(1978)では、川越商業会議所公刊資料を用いて商工会議所議員資格との関係で国税営業税納税者を論じているが、資料的限界により取りあげている時期が限られる。

7) 牛米努(2017)。

8) 江口圭一(1969)、江口圭一(1975)。

9) 石井裕晶(2014)。

10) 谷謙二、飯田貴美子(2006)。

11) ただし、『埼玉県営業便覧』は国税営業税の課税対象者以外の従業者(医者などの師業や度量衡商など)も採録しているため、相互補完的に利用する必要はあるが、本稿では検討できなかった。

12) 松本貴典(1996)、松本貴典、奥田都子(1997)および松本貴典(2004)。

13) たとえば、松本貴典(2004: 390-391)では営業者の卸売金額の上昇に代表される、全国レベルにおける流通過程における多段階性の長期的な上昇傾向の持続を指摘している。

り越えて、物品販売業を中心に業種別の営業者の納税額を用いて階層分析をおこなった。

以下本稿は、まず、第1節では、川越町内(市)における「国税営業税納税者」と「県税営業税納税者」占める割合を明らかにし、前者の地位を明らかにする。第2節では、データの性質と処理方法など解析方法について触れる。第3節では川越町(市)における国税営業税納税者の納税業種区分、職業と階層の分布について述べる。第4節では、国税営業税納税者を2階層に区分した階層分析と同納税者の上位30名を具体的に取り上げ、その変化について述べる。以上の分析を通して、大正期における「川越地域経済」の実相を明らかにしたいと考える。

## 1. 川越全商工業者中に占める国税営業税納税者の経済的地位

### (1) 明治後期の川越町商工業者数

国税営業税納税者の分析に入る前に、彼らが川越町内全商工業者中で占める経済上の地位について確認しておこう。

1914(大正3)年の営業税法改正により、物品販売業は、1ヶ年の売上高2,000円以上、金銭貸付業及物品貸付業は資本金500円以上、製造業は資本金500円以上の営業者は国税営業税を納税することになった<sup>14)</sup>。

こうした、国税営業税の基準に満たない町内営業者は、地方税である縣税営業税を納付することになっていた。つまり計算上は、国税営業税納税者と縣税営業税納税者を合算すると、町内商工業者総数となり、その税額を合算すると営業税総額となるわけである。

まず、始めに川越町には、どの位の商工業者が存在し、営業活動をしていたのだろうか。川越町商工業者名が、確認できる資料は明治期からの『川越商工案内』<sup>15)</sup>や『埼玉縣商工便覧』<sup>16)</sup>の中に見いだせる。これら資料は商工業者名、住所や業種が明記され、川越町の職業構成を知る資料であることは違いない。しかし、これらの商工業者は、いわば主要街路に店舗を構えた商人層が主で、町内全商工業者を網羅するには程遠いものとなっている。

『明治参拾貳年参月貳日 川越商業會議所設立記事』<sup>17)</sup>に収録される「川越町ニ於ケル商工業ノ数及其類左ノ如シ」は個々の商工業者名は列記されないものの、表1に示されるように町内2,654戸の職業構成が分かる資料となっている。さらに、同上書の「川越町ニ於ケル銀行会社ノ数各社資本額及其種類左ノ如シ」に収録される9社を加えて、2,663が川越町の商工業者総数となる。これで川越町内全商工業者を網羅したとはいえないが、それに近いものとなっていると推察される。

14) 税務大学校情報センター租税資料室編(2013), 367-376頁。

15) 川越商工会議所(1911)。

16) 全国営業便覧発行所編(1902)。

17) 『明治参拾貳年参月貳日 川越商業會議所設立記事』。

表1 川越町における営業名別商工業者数

	営業名	小売商又八卸兼業	卸又は仲買商	小計
織物関連業	織物商	25	35	60
	呉服太物商	15	10	25
	洋糸商		5	5
	糸繭商	26	39	65
	綿商	13	3	16
	織物製造			38
	生糸製造			50
	染物製造			32
	小計	79	92	291
その他の商業	酒類商	27	22	49
	穀商	35	57	92
	洋物商	12		12
	時計商	5		5
	小間物商	29	19	48
	薬舗	2		2
	薬種商	9	2	11
	書籍商	16		16
	茶商	19	5	24
	薪炭商	31	17	48
	肥料商	15	3	18
	足袋商	28	9	37
	醤油商	18	5	23
	燈油商	15	6	21
	菓子商	223	50	273
	煙草商	47	5	52
	金物商	13	7	20
	紙商	6	5	11
	青物商	53	21	74
	魚鳥商	57	19	76
	陶器商	8	5	13
	荒物商	40	11	51
	下駄商	32	13	45
	材木商	19		19
	箆笥商	10	5	15
	質商			23
	両換商			3
周旋業			15	
運送業			7	
古物商			85	
其他諸商	748	50	798	
小計	1,517	336	1,986	
その他の製造業	箱製造			125
	鉄物製造			52
	醤油製造			3
	酒類醸造			2
	水車業			4
	鋳物製造			8
	建具製造			38
其他			145	
小計			377	
合計	1,596	428	2,654	

(典拠)「(三)川越町ニ於ケル商工業ノ数及其類左ノ如シ」(『明治參拾貳年參月貳日川越商業會議所設立記事』)より作成。

明治後期の川越町の状況について前掲の『設立記事』でも「商工業者ノ数八貳千六百ニシテ其販売金額八壹ケ年壹千七八百万乃至貳千万圓ヲ下ラザルベシ」<sup>18)</sup>と述べている。

この段階では、商工業者の税額に関わる営業規模別構成は明らかにできないが、川越町内で、2,663営業者が活動していることは明らかにできた。

表2は、1920（大正9）年に川越実業組合が傘下の組合員に配布した国税・縣税の標準届申告用紙の枚数およびそれに関わる徴収金額を示したものである。この段階では、国税営業税の納税者および課税額は『大正九年営業名課税標準申告書綴』が現存するので把握できる状況にある。しかし、縣税については、町内の納税者総数および納税額総数についても不明である。そこで、昨年度の実績にもとづき、川越実業組合が配布した国税・縣税の標準届申告用紙の枚数により各税の申告者を推測するしか、今のところ方法はない。当然、営業者が実績を上げ、

表2 大正9年度国税県税営業税人員及び標準届用紙代金調べ

部 別	細 分	業 種	国税用紙			県税用紙			用紙合計	
			員数 (a)	徴収 金額 (円)	(a/c) 比率	員数 (b)	(b/c) 比率	徴収 金額 (円)	員数 (c)	徴収 金額 (円)
壹部	甲	織物・糸繭・製茶・綿糸・綾糸・メリヤス	67	13.4	43.2	88	56.8	8.8	155	22.2
壹部	乙	織物小売・足袋・染物・織物仕立	28	5.6	20.4	109	79.6	10.9	137	16.5
貳部	甲	穀問屋・穀卸・粉名	39	7.8	100.0				39	7.8
貳部	乙	穀小売	81	16.2	66.9	40	33.1	4.0	121	20.2
貳部	丙	肥料・燈油	28	5.6	77.8	8	22.2	0.8	36	6.4
参部	甲	煙草・履物・傘・下駄	40	8.0	25.5	117	74.5	11.7	157	19.7
参部	乙	紙・筆墨・荒物・薪炭・篩・墨・印刷	46	9.2	33.1	93	66.9	9.3	139	18.5
四部	甲	陶器・甌物・文具・書籍・硝子	12	2.4	21.4	44	78.6	4.4	56	6.8
四部	乙	洋物・時計	30	6.0	39.5	46	60.5	4.6	76	10.6
四部	丙	組糸・小間物・貨物	19	3.8	34.5	36	65.5	3.6	55	7.4
四部	丁	薬種・賣薬	13	2.6	29.5	31	70.5	3.1	44	5.7
五部	甲	金物・箆筒・ポンプ・鉄打物・箱製造・石工	46	9.2	16.5	233	83.5	23.3	279	32.5
五部	乙	材木・建具・機具・瓦・荷鞍・棒車・製材・請負	29	5.8	27.1	78	72.9	7.8	107	13.6
六部	甲	魚類・鳥玉子・肉	18	3.6	47.4	20	52.6	2.0	38	5.6
六部	乙	青物乾物・豆腐・蒟蒻・饅頭	29	5.8	24.8	88	75.2	8.8	117	14.6
七部		酒類・醬油	40	8.0	58.8	28	41.2	2.8	68	10.8
八部		旅人宿・周旋・運送	8	1.6	10.7	67	89.3	6.7	75	8.3
九部		菓子・牛乳	41	8.2	13.8	257	86.2	25.7	298	33.9
一〇部		飲 食	8	1.6	11.6	61	88.4	6.1	69	7.7
一一部		古物・古着・質・金銭貸付業	27	5.4	17.2	130	82.8	13.0	157	18.4
一二部		料理業	17	3.4	35.4	31	64.6	3.1	48	6.5
合 計			666	133.2	29.3	1,605	70.7	160.5	2,271	293.7

(典拠) 「国税営業税縣税営業税人員並二申告用紙代調」(『明治四十四年拾貳月改 組合関係書類 川越町実業組合』)より作成。

(注) 但し部外を除く。

18) 同前。

縣稅から「國稅入」を果たす者、および國稅の基準に至らず「欠格」となるもの、「廢業」するものなどの移動は把握されていない。

表2より國稅用紙配布者では、壹部甲・乙の織物関連業者および貳部甲・乙の穀卸・穀小売が主要な位置を占めている。縣稅の織物関連業者については、壹部乙の織物小売ほか109あり小規模のものが多く存在している。貳部甲の穀問屋・穀卸・粉名は、前年度は國稅納付者のみで縣稅納付者は皆無であることから、すべて「大店」であった。貳部丙の肥料・燈油も同様な傾向にあるといえる。

縣稅納稅者について見れば、九部の菓子・牛乳が257、五部甲の金物・筆筒などが233で零細の営業者であったことを伺わせる。

徴収される金額は申告手数料で、國稅は20錢、縣稅10錢とされ、川越実業組合の主な収入源ともなっていた。

國稅・縣稅の全体の申告用紙配布者は2,271となる。明治期の2,663に比較すると少ないが、これについては、法人と「大工職、鳶職、左官職」などの諸職人層が含まれていない可能性がある。ともあれ、國稅申告用紙配布者は666件で全体の29.3パーセント、縣稅申告用紙配布者は1,605件で全体の70.7パーセントとなる。つまり、このことから推測すれば國稅營業稅納付者は川越町全体の営業者の3割弱であったといえる。

表3は1922（大正11年）度の商工会會費の部別、國稅・縣稅別の徴収表である。これも國稅・縣稅申告者数そのものではないが、營業稅申告者数にもっとも近い数値をしめしていると思われる。新たな經濟状況の変化とともに、川越商工会規約改正があり、新たな部別編成変が行われている。本表のもともとの資料には、二十五部は國稅・縣稅の空欄になっている。國稅対象者には諸職人層は当然存在しないが、別資料である『大正十一年度縣稅徴収領収簿』に大工職、鳶職、左官職など、會費徴収額と員数が記載されているため\*印の298件を縣稅納入者に付け加えた。また、二十六部として、小仙波一帯が業種分類とは別に付け加えられたが、これについては加算していない。また、法人数も記載されていないため、國稅に加算していない。

このような前提を踏まえて、算出すると、會費納付者総数は2,776名、そのうち國稅會費納付者は812件で全体の29.3パーセント、縣稅會費納付者は1,964件で全体の70.7パーセントとなる。つまり、このことから推測すれば國稅營業稅納付者は川越町全体の営業者の3割弱で、1920（大正9）年度の同じ比率になる。

## （2）川越における商工業者に対する『國稅營業稅課稅標準申告書綴』の網羅性

次に本論文の基本史料である『國稅營業稅課稅標準申告書綴』がどの程度、川越の商工業者を捕捉しているかを1926年度の資料から検討してみよう。川越における営業者数を商工会議所が調査した資料のひとつに、1926年度の「川商第一六六号 当所議員ノ職業別其他調査ノ件」（『大正十五年度 官衙書類』）がある。この資料は『川越市史 近代編』にも掲載されている

表3 大正11年国税・縣稅營業稅納付者別川越商工会會費徵収表

部	總行司徵収人	業種	国税納付員数 (a)	a/c (比率)	縣稅納付員数 (b)	b/c (比率)	合計 (c)
第一部	戸田馬藏	織物製造, 糸繰, 織物仕上	16	50.0	16	50.0	32
第二部	松本原之丞	織物卸, 糸繭, 製茶, 蚕種	53	54.6	44	45.4	97
第三部	吉田吉之助	和洋糸, 綿, 布団, 燃糸, 綾糸	12	30.8	27	69.2	39
第四部	山本平兵衛	織物小売, 足袋, 染物, 形付, 縫箔, 上絵, 和洋裁縫, 洗濯	48	28.6	120	71.4	168
第五部	原田要吉	穀問屋, 穀卸, 粉名	56	96.6	2	3.4	58
第六部	柴田善兵衛	穀小売, 初糠, 糶	78	70.9	32	29.1	110
第七部	星野治郎吉	肥料, 燈油, 砂糖	23	76.7	7	23.3	30
第八部	服部新助	煙草, 下駄, 傘, 鼻緒	47	27.8	122	72.2	169
第九部	大江友太郎	紙, 荒物, 薪炭, 篩, 渋紙, 馬具, 提灯, 柶柳細工, 竹細工, 籠, 経師, 帳簿, 印刷, 畳, 壁用品, 箕, 符木, 團扇, 紙漉, 看板	59	29.9	138	70.1	197
第十部	神島滝蔵	陶器, 書籍, 玩具, 文具, 印判, 新聞雑誌, 硝子	20	35.1	37	64.9	57
第十一部	岩崎育太郎	洋物, 時計, 写真, 洋傘, 靴, 自転車	42	50.6	41	49.4	83
第十二部	小谷野久次郎	小間物, 琴三味線, 入歯, 鼈甲, 錆, 髭, 櫛	20	37.7	33	62.3	53
第十三部	滝島藤五郎	薬種, 売薬, 染料, 化粧品	14	28.0	36	72.0	50
第十四部	綾部喜右衛門	金物, 鋳物, 石材, ポンプ, 桶, プリキ細工, カラ白, 銃砲, 鉄打物, 塗物, 神仏具, 銅壺, 絵馬, 鍍金, 文庫, 鋸	36	20.7	138	79.3	174
第十五部	市ノ川豊作	筆筍, 箱	18	14.5	106	85.5	124
第十六部	加藤林之助	木材, 建具, 器具, 瓦, 煉瓦, 棒車, 指物, 彫刻, 請負	37	27.6	97	72.4	134
第十七部	松本伊助	魚類, 鯉節, 鳥獸, 玉子, 肉類	23	34.3	44	65.7	67
第十八部	相原芳太郎	青物類, 乾物, 豆腐, 蒟蒻, 種物, 植木, 桑葉, 素類, 乾饅頭	36	30.8	81	69.2	117
第十九部	畑尾源吉	酒類, 醬油, 味噌, 清涼飲料, 明樽	47	63.5	27	36.5	74
第二部	仁村福太郎	菓子, 牛乳, 折箱	53	16.9	260	83.1	313
第二十一部	岩沢雄二郎	金銭貸付, 物品貸付, 質, 古着, 古物, 紙屑	32	23.0	107	77.0	139
第二十二部	本山保三郎	旅人宿, 運送業, 周旋業, 牛馬業	8	16.3	41	83.7	49
第二十三部	町田甚兵衛	飲食, 汁粉, 居飲酒屋, 氷	15	16.3	77	83.7	92
第二十四部	小川菊次郎	料理店	18	35.3	33	64.7	51
第二十五部	横田萬吉 大沢重助	大工職, 左官職, 鳶職, プリキ職, 植木職, 石工, 其他			*298	100.0	298
部外			1	100.0			1
合計			812	29.3	1,964	70.7	2,776

(典拠)「営業名及課税標準申告ノ件」(『大正十年四月起 商工會記録綴 川越商工会』), 「縣稅者二対スル商工会費徵収人員」(『大正十一年二月縣稅營業稅領収書綴 川越商業會議所』)より作成。

ように、川越における商工業者を把握する上で基礎的な資料であり、営業者を204の業種別と3つの納税額のカテゴリーに区分している。これを当該年の『国税營業稅課税標準申告書綴』から算出した營業稅データと比較するために、川越商工会による部構成に再分類したものが表4である。再分類にあたって、原資料の業種名がどの部に該当するかを示したのが、表5である。

表4のAからCは商業會議所調査による納税額のカテゴリーに対応しており、もっとも高



額の納税階層に位置する営業者は360名である（「商業会議所議員選挙有権者」<sup>19)</sup>）。つづいて、「全納税額10円以上の者」と「全納税額10円未満の者」<sup>20)</sup>に分かれ、それぞれ591名、1,946名を数えている。この「全納税額」についての説明は同資料には示されていないが、これは本論文が取りあげる国税営業税のほか、府県営業税、同附加税およびその他の雑種税が含まれていると推測される。そのため、国税営業税の免税点以下の商工業者（たとえば、物品販売業者の国税営業税の下限納税額を示すと、売上高2,000円、従業員1名で、課税対象の商品が甲種である場合、納税額は3.6円である）で、府県営業税の対象者も同資料には包含されていると考えられる。これら3つの税額のカテゴリーの営業者数合計は2,897名であり、同年度の営業税データの員数は1,145名であることから、本論文が取りあげる『国税営業税課税標準申告書綴』から算出した営業税データは川越における商工業者の4割弱をカバーしていると推定できる。

なお、この資料からだけでは今回検討の対象とした、1916年度以後から1925年度までのすべての営業税データが、川越における商工業者の約4割を包含しているとは言えないが、表4の3つの税額のカテゴリーのうち、国税営業税納税者とそれ以外の営業者が混在している「全納税額10円未満の者(C)」の納税額総計は12,224円と納税合計額の15%程度に止まることから、本論文の営業税データは、納税額上から川越における商工業者の上位階層から下位階層にかけての主要な範囲をカバーしていると推定される。なお、1926（大正15）年度の国税営業税合計である29,091.71円は法人を含まない税額合計であり、これを「川商第一六六号」（『大正十五年 官衙書類』）記載の金額である60,889円（表4のA+B+Cより法人分の納税額を差し引いた数値）から差し引くと、31,797.29円と数値が得られるが、この金額は川越市における県税営業税とその他の税額の合計値であると推定される。

---

19) 「商業会議所法」第九条に依る者を差す。当時川越町（市）では、営業税20円以上、所得税15円以上、資本金5万円以上の納税者が商業会議所議員選挙の有権者であった（『川越商業会議所第十四回報告』1908年11月、12-13頁）。川越市総務部市史編纂室編（1978）、421頁では有権者資格を「……営業税二十五円以上の個人および資本金十万円以上の法人（明治末大正初期）」とあるが、今回、同書に記載があるような川越商業会議所の定款変更の資料的根拠を確認できなかった。加えて、川越市総務部市史編纂室編（1978）、450頁の表の区分欄の「所得税・営業税20円納付」とあるが、本稿も引用した同資料（川越商業会議所「川商第一六六号 当所議員ノ職業別其他調査ノ件（1926年12月28日）」（『大正十五年 官衙書類 川越商業会議所』）にはこの記述はないため、本稿では「商業会議所議員選挙有権者」と記述した。

20) 資料原文では「全納税額10円以下の者」とあるが、ここでは『川越市史 近代編』と同様に「10円未満の者」とみなした。



表4 1926年度の川越における部別の営業者数

部	国税営業税		合計 (A+B+C)		「会議所議員選挙有権者」 (A)		全納税額10円以上の者 (B)		全納税額10円未満の者 (C)	
	納付者	納税額 (円)	員数合計	納税額 総計(円)	員数	納税額 計(円)	員数	納税額 計(円)	員数	納税額 計(円)
1	15	805.15	38	1,637	14	1,430	10	136	14	71
2	68	2,205.91	173	5,525	36	4,475	29	421	108	629
3	22	558.35	39	4,106	10	3,765	9	124	20	217
4	62	2,492.14	105	957	8	240	17	214	80	503
5・6	119	4,321.52	132	6,155	44	5,259	45	599	43	297
7	27	1,681.73	41	2,215	24	2,053	6	92	11	70
8	73	1,295.36	127	1,614	6	615	35	446	86	553
9	115	2,195.47	244	3,488	29	2,015	33	452	182	1,021
10	32	694.74	67	1,640	13	723	14	221	40	696
11	73	1,613.32	156	2,314	22	1,004	50	808	84	502
12	23	502.97	76	887	8	362	14	246	54	279
13	20	537.07	79	1,081	9	505	32	433	38	143
14	43	1,246.23	194	2,220	14	977	29	394	151	849
15	47	706.45	175	1,973	9	792	26	335	140	846
16	59	1,468.13	278	4,043	26	1,794	61	813	191	1,436
17	29	728.10	63	1,403	9	478	14	197	40	728
18	68	941.81	129	1,592	9	607	19	290	101	695
19	66	1,813.82	112	5,580	22	4,927	31	348	59	305
20	80	1,338.50	422	3,119	17	725	45	569	360	1,825
21	25	291.34	93	1,036	7	657	7	93	79	286
22	10	164.65	77	7,565	14	7,135	14	194	49	236
23	32	398.48	16	214			16	214		
24	22	1,188.12	37	515			34	488	3	27
25	15	173.91								
部外			11	20,358	10	20,344	1	14		
(不明)			13	10					13	10
総計	1,145	29,091.71	2,897	81,247	360	60,882	591	8,141	1,946	12,224

(典拠) 『大正十五年度 営業名及課税標準申告綴 川越商工会』(甲号, 乙号) (1926年度), 川越商業会議所「川商第一六六号 当所議員ノ職業別其他調査ノ件 (1926年12月28日)」(『大正十五年 官衙書類 川越商業会議所』)より筆者作成。

(注) 空欄はデータ欠損による。国税営業税納税者数は、『営業名及課税標準申告綴』より算出し、(A)~(B)の数値は「川商第一六六号」より算出した。後者の部分類については、後掲の表5を参照。なお、第5部と第6部とは原資料から営業者を弁別できないため、両部の合算値を掲出した。また、1926年度の『営業名及課税標準申告綴』には法人の記載がなく、営業税額も法人分を計上していない。なお、第25部は営業種別ではなく、市制施行時に編入した地域別の区分であり、前掲『大正十五年 官衙書類』記載の業種名からは弁別できない。そのため、(A)~(B)の第1部から第24部までのデータに第25部の営業者データが含まれている。

表5 1926年度の川越における部別の業種一覧

部	業種	部	業種
1	織物製造業、人絹製造業、織物整理業、糸返し業	14	金物商、ゴム製造業、石材製造業、ポンプ商、桶商、文庫製造業、電気鍍金業、葬具商、鋸製造業、金具製造業、鋳物業、鉄(類)製造業、鋳掛業、鉄砲製造業、桶製造業、絵馬商、塗物製造業
2	織物商、糸繭商、蚕種商、茶商	15	筆筒商、蛾箱製造業、箱製造業
3	綿・布団商、綿製造業、紡績業、糸類商、燃糸業	16	機綾商、彫刻業、懐中電灯商、蓄音器商、運動具商、農具製造業、杵製造業、瓦商、コンクリート請負業、絞棒製造業、機械修繕業、煉瓦商、空俵商、度量衡商、ペンキ・エナメル塗業、洋家具商、乳母車商、瓦製造業、機械類商、砂利商、桐材商、電気機具商、棒車商、土建請負業、機械製造業、農蚕具商、材木商、建具製造業、釣道具商、電気工事請負業、形付請負業、精米業、土建材料商、度量衡製造業、掃除請負業、理髪具商
4	足袋商、染物商、靴下製造業、靴下製造業、足袋製造業、和服裁縫業、上絵業、縫箔業、洋服裁縫業、色揚業	17	鳥・玉子商、牛豚肉商、魚類商
5	製粉業、粉名商、穀類商	18	漬物商、麵類商、乾物商、桑葉商、焼酎商、豆腐商、コンニャク・トコロテン、青物商、製麵業、種物商
6	穀類小売	19	酒製造業、清涼飲料水製造業、塩元売捌業、空樽商、醤油製造業、飲料水商、酒類商、油製造業
7	石油商、砂糖商、肥料商	20	菓子商、牛乳商、菓子製造業、折箱業、折箱業、紙箱商、製館業、紙箱製造業
8	履物製造業、履物商、煙草商、雨傘製造業、雨具製造業、下駄製造業	21	金銭貸付業、古着商、物品貸付業、古物商
9	杞柳細工製造業、竹細工商、看板製造業、団扇商、藤表製造業、石炭商、曲げ物製造業、印刷業、提灯商、量製造業、柳行李商、団扇製造業、量商、杞柳細工商、洗紙製造業、荷鞍製造業、経師製造業、麻裏製造業、紙類商、薪炭商、紙漉業、節商、製本業、馬具製造業、唐箕製造業、タドン製造業、糸巻製造業、箒製造業、防水布製造業、荒物商	22	牛馬業、周旋業、代理業、運送業仲立業、仲立業、下宿業、鉄道業、仲立業、下宿業、旅人宿業
10	文房具商、玩具商、硝子商、陶器商、書籍商	23	飲食業、水商
11	洋物商、シャツ製造業、時計商、自転車修繕業、自動車修繕業、写真業、コウモリ傘商、自転車商、時計修繕業、靴製造業、靴商、洋服商	24	料理業
12	切花商、楽器商、三味線商、雛人形商、雑貨商、袋物商、小間物・化粧品商、カモジ製造業、ガマ口製造業、鋳製造業、紐類商、櫛製造業、眼鏡商	25	小仙波一帯
13	薬種・売薬商、石鹼商売薬製造業、染料商	部 外	倉庫業、銀行業、有価証券問屋業、電灯電力業

(典拠) 川越商業会議所「川商第一六六号 当所議員ノ職業別其他調査ノ件1926年12月28日」(川越商業会議所『大正十五年 官衙書類』)および『大正十四年 営業名及課税標準申告受付簿 川越商工会』より筆者作成。

(注) 川越商業会議所「川商第一六六号」記載の業種名を川越商工会の部別に分類した。ただし、川越商業会議所「川商第一六六号」記載の業種名からは第5部(穀物卸売商)と第6部(穀物小売商)とを弁別できないためすべて、第5部に繰り入れた。第6部の業種名のみ『大正十四年 営業名及課税標準申告受付簿』から引用した。川越商工会では、第25部は業種ではなく、川越市制施行時の編入地域の区分が部分類として採用されていた。また、部外は他年度においては、法人を含むが本年度のデータには法人の掲載がみられない。なお、引用にあたっては、一部の漢字表記をカタカナに改めた。

## 2. 『国税営業税課税標準申告書綴』のデータの処理の概要

### (1) 国税営業税の課税標準と税率の変遷とデータの範囲

本論文で取り扱う国税営業税は明治初期には商工業者を課税対象とした地方税であったが、日清戦争後の財政不足を補うため1896年「営業税法」成立により、一部の課税対象を除いて国税に委譲された直接税である。国税営業税の課税方法に関して、以下では本論文で言及する大正年間の変遷を整理したい<sup>21)</sup>。

国税営業税は課税対象である商工業者を業種別に分類し、課税標準として売上金額、資本金額、請負金額、報奨金額と、建物賃貸価格および従業者数の大きく三種類の外形標準を用いて課税額を決定する。たとえば、国税営業税成立当初の事例を取りあげると、業種が物品販売業である場合は課税標準として売上金額と建物賃貸価格および従業員数にそれぞれの税率が課せられて税額が決定された。

大正期に入ると、商工業者の税負担軽減のため、1914(大正3)年と1923(大正12)年に国税営業税法は改正された。1914年改正では25種の業種から無尽業が追加され26業種へと変更され、売上金額や建物賃貸価格の課税最低減額の引き上げによる免税点の上昇や、課税率の減額がみられた。同様に1923年改正でも減税措置がみられた。とりわけ、本論文では1917(大正6)年から間断をはさみつつ1925(大正14)年までの国税営業税を対象とするため、1923年の営業税法改正による課税標準と税率の改正はデータの時系列上の一貫性に影響をあたえ、データの分析上、一定の考慮が必要となる。表6は1917年の国税営業税の課税標準と税率を基準に、1923年の国税営業税の改正点を整理したものである。表6にみられるように、1923年の営業税法改正では製造業を除いていずれの業種も各課税標準の税率が低減化されるか廃止され、全商工業者に横断的な減税措置がはかられているのが分かる。とりわけ、商工業者の業種区分で大きな割合を占める物品販売業の課税標準のうち、建物賃貸価格が非課税に変更された。

また、本論文の対象地域である川越は1922年12月に市制施行し、それにともない税務管轄地域が変更され、川越町は入間郡から分離し川越市へと変更された。埼玉県統計書などの公刊資料上では、市制成立の翌年度から川越市単独の数値が確認できるが、本論文が用いた川越商工会議所資料所収の『国税営業税課税標準申告書綴』からは大正6年度から川越町を範囲としたデータを取得することができる。ただし、市制施行にともない仙波地域の一地区が川越市税務局の管轄範囲に組み入れられたため、この点でもデータの時系列上の一貫性に難点を与えており、分析には一定の注意を要する。

21) 国税営業税の制度面の記述については、大蔵省編纂(1938)および税務大学校情報センター租税資料室編(2013)を参照。

表6 1914年度の営業税課税標準と税率および1923年度の改正点

業種名	1914年度改正営業税法の課税標準の構成と税率	1923年度営業税法の改正点
物品販売業	売上金額(卸売・甲：1万分の8乙：1万分の11, 小売・甲：1万分の20 乙：1万分の30), 建物賃貸価格(1千分の70), 従業者(1人毎に金2円)	建物賃貸価格は非課税に改正
銀行業, 保険業, 無尽業*	資本金額(1千分の4.5), 建物賃貸価格(1千分の70), 従業者(1人毎に金2円)	資本金額(1千分の3.5)に減税, 建物賃貸価格は非課税に
金銭貸付業, 物品貸付業	運転資本金額(1千分の6), 建物賃貸価格(1千分の70), 従業者(1人毎に金2円)	資本金額(1千分の4.8)に減税, 建物賃貸価格へは非課税に改正
製造業, 印刷業, 出版業, 写真業	資本金額, 建物賃貸価格(1千分の70), 従業者(1人毎に金2円), 従業者の内職工労役者(1人毎に金50銭)	資本金額(1千分の3.3)に減税, 建物賃貸価格は非課税に改正
運送業, 運河業, 棧橋業, 船舶旋廻場業, 貨物陸揚場業	資本金額(1千分の5), 従業者(1人毎に金2円), 従業者の内職工労役者(1人毎に金50銭)	資本金額(1千分の3.5)に減税
倉庫業	建物賃貸価格(1千分の80), 従業者(1人毎に金2円), 従業者の内職工労役者(1人毎に金50銭)	建物賃貸価格(1千分の57)に減税
鉄道業	収入金額(1千分の20), 従業者(1人毎に金2円), 従業者の内職工労役者(1人毎に金50銭)	収入金額(1千分の14)に減税
請負業	請負金額(1千分の4), 従業者(1人毎に金2円), 従業者の内職工労役者(1人毎に金50銭)	請負金額(1千分の2.8)に減税
席貸業	建物賃貸価格(1千分の115), 従業者(1人毎に金2円)	建物賃貸価格(1千分の79)に減税
料理店業	建物賃貸価格(1千分の120), 従業者(1人毎に金2円)	建物賃貸価格(1千分の80)に減税
旅人宿業	建物賃貸価格(1千分の75), 従業者(1人毎に金2円)	建物賃貸価格(1千分の50)に減税
周旋業, 代理業, 仲立業, 問屋業, 信託業	報償金額(1千分の30), 従業者(1人毎に金2円)	報償金額(1千分の20)に減税

(注\*) 業種・無尽業は1923年改正により創設。

## (2) 国税営業税額の集計方法とデータの種類

ここでは本論文で使用した川越町(市)における国税営業税データの集計処理の概要を述べたい。本誌掲載の幸野論文で指摘があるように、川越商工会議所関係文書のなかの『国税営業税課税標準申告書綴』は川越町(市)の商工業者にたいする国税営業税の課税額を算出する証憑書類である。『国税営業税課税標準申告書綴』には商工業者の氏名や屋号、営業場の住所、営業名、営業種目など商工業者の基本的な情報と、売上金額(卸売と小売)や資本金、収入金など商取引により変動する課税標準情報と建物賃貸価格、従業員および職工・労役者数の商業上の規模により変動する課税標準情報が記載されている。前者の氏名や営業種目は各商工業者の属性の記入項目にあたるため、これらから課税申告者の質的データを取得した。後二者の課税標準に関する部分は主たる調査項目に該当するため、課税標準を構成する量的データを取得した。なお後二者の項目は申告者による記入のほか、「営業税及課税標準申告」書を取りまとめる各部の行司による訂正が多く見られた。本報告では課税標準の項目に訂正がある場合は、申告者の課税標準の記入金額を申告額とし、訂正金額を課税標準の決定金額と見なし、それらを弁別できるようデータを処理した。

国税営業税の課税額算出にあたっては、データベース・ソフトを用いて『国税営業税課税標

準申告書綴』に収められている個票毎にデータを入力し集計した。国税営業税は前述したとおり、徴税対象者の業種や法改正により課税標準の種類や税率が異なるが、記載された量的データから申告者それぞれの課税額を算出できるようマクロを組んで対応した<sup>22)</sup>。

なお、上述したように国税営業税は業種ごとに賦課方法が異なるため、『国税営業税課税標準申告書綴』の個票から一様の量的データを取得することはできない。たとえば、物品販売業種の個票から取得できる売上金額に関するデータは、それ以外の業種の個票からは取得することはかなわない。また、質的データに関しても、各個票がすべての項目を記入しているわけ

表7 川越町(市)『国税営業税課税標準申告書綴』データ一覧

質的データ	量的データ
申告年度	卸売売上高 甲・乙申告額
申告者個人氏名・法人名	卸売売上高 甲・乙修正額
営業名	卸売売上高 甲・乙申告額合計
営業場住所	卸売売上高 甲・乙修正額合計
申告者住所	卸売税額 甲・乙
業名	小売売上高 甲・乙申告額
家号	小売売上高 甲・乙修正額
種目	小売売上高 甲・乙申告額合計
実業組合・商工会部名	小売売上高 甲・乙修正額合計
電話番号	小売税額 甲・乙
	請負金額申告額
	請負金額修正額
	請負金税額
	報償金額申告額
	報償金額修正額
	報償金税額
	建物賃貸価格申告額
	建物賃貸価税額
	従業者・職工労役者数申告数
	従業者・職工労役者数修正数
	従業者・職工労役者税額
	営業税総額

(注) 量的データは営業名毎に取得できるデータが異なり、申告金額・員数と決定金額・員数の別がある。

22) なお、標準化された記入欄の枠外に決定税額と推定できる数値の書き込みが見られる場合は備考欄にそれを記録した。

ではなく、商号などの記入欄には欠損が多くみられた。

『国税営業税課税標準申告書綴』の個票データが持つ制限をここでまとめると、各個票で共通して得られるデータは行司が課税申告を取りまとめる上で最低限必要となる項目に限られる。そのため、各レコードで共通する項目は質的データとしての氏名、営業名、営業種目（推定を含む）と集計した課税額にとどまる<sup>23)</sup>。量的データは業種毎に課税標準金額および員数を得ることができるが、同一の営業主が業種をまたいで複数の課税申告をしている場合には、従業員や職工の人数、建物賃貸価格を重複して申告する必要がないため、史料上は「共通」と記入されデータを取得することができない。

ここで当該史料から取得した主なデータの一覧を示せば表7のとおりとなる。申告書用紙は、本誌記載の幸野論文で示したとおり、その時期により、販売業者用（販売第1号）・製造業者用（資本金第2号）・請負業者用（仲立第3号）などがあり一様ではない。また、前述のとおり「量的データ」にも限界がある。しかし、川越町（市）商工業者の総体を把握するため「質的データ」を重視し、共通のデータベースに集積した。入力項目は、コードを含めておよそ50項目に及んでいる。

このデータベースは、申告書用紙個票を複数年にわたりデータを集積しており、川越地域経済の概要を知る基礎的資料になることは疑いない。

### （3）業種の再分類

公刊された税務統計書によると、営業税納税者は業種による分類では物品販売業の員数が増えつつも多いが、その業種別の内訳は公刊資料から判別することができない<sup>24)</sup>。しかし、本論文で取りあげた川越商工会議所資料の『国税営業税課税標準申告書綴』の営業種目欄には申告書ごとに業種が記入されている場合が多く、この記載データをもとに税法上の営業名区分にとどまらない、業種区分による課税申告書の分類および集計が可能である。

ただし、この営業種目欄の業種名称は標準化されたものではなく申告者により揺らぎが見られ、加えて、申告された業種の種類も膨大な数に及ぶため原資料のままでは分析の用をなさない。そのため業種を基準としたクロス集計にあたっては、申告された業種を表8のように再分類した。再分類にあたっては、川越実業組合・商工会による部分類を勘案しつつ、種目欄の先頭に記入された業種を主たる業種とみなした。そのため、主たる業種とは異なる業種を扱う業者であっても、一意の業種として扱った。たとえば、大正6年度のある『国税営業税課税標準申告書綴』では営業種目欄に「米、麦、豆、茶、石油、味噌卸売・小売」とあるが、1917（大

23) 例外的に申告者による記入ではなく、行司による記入と推定される、「営業税及課税標準申告綴」が確認できる。この場合は、申告者の氏名、営業名のほかに決定税額の記入しか見られない。

24) たとえば、本論文が取り扱う年度のデータは、大蔵省主税局編『主税局第五十三回統計年報書』（大正十五 昭和元年度）所収の「営業税調査決定額表」を参照した。

正6)年度の川越商工会の部分類において3部乙に分類される業者は穀類の小売業者が多く、申告書の種目欄も米が先頭にあるため本報告では穀物関連業として扱った。

また、業種の再分類にあたっては、川越における特産品商を弁別するため特に、織物関連と穀物関連をその他の業種と分けて分類した。また、営業税の納税額が高い銀行業は中小の金融業者と区別するため別立てとした。同様の理由により、その他に分類される川越水電株式会社の本業部分も別に電力会社として分類した。

表8 業種分類 (大正6年度)

番 号	業種分類 (再分類項目)	種目名の記入例*
1	織物関連	織物卸, 織物小売, 織物仕立, 織物製造, 糸繭, 染物, 撚糸, 生糸, 足袋, 繰糸綿, メリヤス, 呉服, 反物, 手拭, 晒, 織物仲買, 織物買継, 白綿糸, 木綿裏地
2	穀物関連	穀小売, 穀問屋, 粉名, 麦, 大豆, 小豆, 豆, 糀, 砂糖, 精米, 水車
3	燃料関連	薪炭, 肥料, 灯油, 石油, 油類
4	煙 草	煙草, 煙草元売捌, 燐寸, 煙草殻
5	食料品関連	青物, 土物, 甘藷, 魚類, 酒類, 清酒, 焼酎, 醤油, 味噌, 酢, 玉子, 製茶, 鳥獣, 牛肉, 氷, 牛乳, 明樽, 箱
6	菓 子	菓子, 白餅, 菓子種, 水飴, 菓子製造
7	荒物, 小間物関連	荒物, 小間物, 婦人用小間物, 組紐, 傘, 下駄, 履物, 漆器, 陶器, 蚕具, 雑貨, 竹細工, 篩, 蠟燭
8	洋物関連	洋物, 自転車, 時計, 写真, 硝子, 洋燈, 洋服製造
9	箆筥, 木材加工, 建材関連	箆筥, 建具, 瓦, 木材, 桐板, 石材, 石工, 機具, 瓦, ポンプ
10	金物関連	金物, 鉄打物, 鋳物
11	薬品関連	薬種, 売薬, 化粧品, 塗料, 染料
12	書籍, 紙, 文具関連	書籍, 紙, 文具, 国定教科書, 筆, 墨
13	運送業	鉄道, 馬車運送, 貨物運送, 倉庫業, 旅客貨物運輸
14	飲食業・宿泊業	料理店, 飲食店, 旅人宿, 鰻飯, 蕎麦, 酒類飲食, 寿司, 団子, 和洋飲食, 饅頭, 素麺
15	建築土木関連	請負業, 請負, 土木建築
16	銀 行	銀行業
17	その他の金融関連	金銭貸付業, 質屋, 保険, 有価証券
18	電力会社	電気供給 (武蔵水電株式会社1社が該当)
19	その他	物品貸付業, 幹旋業, 古着, 古銅鉄, 襦袢, 未分類

(典拠) 『大正六年 営業税課税標準届』(第巻号, 第式号)より筆者作成。

(注\*) 業種分類に再分類するにあたっては、種目名より主たる業種を選定し、19の業種にアフター・コーディングした。



### 3. 川越町（市）における営業税納税者の階層区分と営業名別・業種別の分布

本節では、川越町（市）の『国税営業税課税標準申告書綴』から当地の国税営業税納税者の員数、営業名・業種の分布を概観していく。取りあげる年度は史料上、制度上の制約により1917（大正6年）、1920（同9年）、1921（同10年）および1924（同13）年、1925（同14年）である<sup>25)</sup>。

各年度版川越実業組合・商工会『国税営業税課税標準申告書綴』（以下『申告書』）の分析に入る前に、この『申告書』データの信頼性について検討しておこう。表9は、『府県統計書』に示される形式で、川越市内国税営業税納税者を税法上の「営業名」ごとに分けて、その総数と納税総額を示したものである。これの形式に合わせて『大正十三年度 営業名及課税標準申告書綴』（甲・乙）を分類、集計したものである。

まず、営業者総数について、見ると『申告書』は兼業を合わせて1,246件、これに対して『統計書』の人員総数1,177件に兼業73件を合算すると1,250件となり、その差は4件となる。「営業名」ごとに両者を比較しても、若干のズレはあるが、極めて近い数値となっている。納税総額については、「前者」が57,869.14円で、「後者」が58,024円で、その差は、154.86円である。「営業名」ごとの納税総額についても、近い数値となっている。

次年度1925（大正14）年についての詳しい分析は省略するが、『申告書』の総数1,257件、納税総額6,146.33円、『統計書』の総数1,264件、納税総額6,093.2円で、これも近い数値といえる。

このことにより、各年度版川越実業組合・商工会の『国税営業税課税標準申告書綴』は、川越町（市）における国税営業税納税者の実態を端的に示している。したがって、これらの分析は、当時の川越地域経済の実相を明らかにするうえで、最も「有効」な資料であるといえる。次に『申告書』データの全体的な傾向を検討していこう。

#### （1）データの全体的傾向

##### a. 納税者員数の変遷と階層分布と各代表値

ここでは、各年度の『申告書』から得られた川越商工業者の国税納税者数とその納税額からデータの全体像を検討してみたい。表10は、川越町（市）の国税営業税納税者の員数と納税額を年度ごとにまとめたものである。まずは税制度が同じ条件の1917年度、1920年度と1921年度を検討すると、納税者員数は川越町の都市化をうけて年度を追うごとに増加傾向にある。今回

25) 川越商工会議所資料には大正6年度から大正15年（昭和元年）度までの営業税課税標準申告書綴が確認できるが、最終年度の資料は法人に関するデータが欠落しているため分析の対象とできなかった。他の年度に関しては本来であれば言及するべきであるが、本論文の執筆時にはデータの整理がかなわなかった。今後の課題としたい。

表9 国税営業税業種別納税人員数・納税額と『国税営業税課税標準申告書綴』との比較

営業名	1924 (大正13) 年度申告書データ		1924 (大正13) 年度県統計書データ		
	人員 (含兼業)	税 額	人員 (兼業含まず)	兼 業	税 額
物品販売業	956	28,438.70	937	23	28,570.00
銀行業	3	16,988.98	3		16,989.00
保険業	1	9.24			
無尽業					
金銭貸付業	24	1,375.19	15	9	1,376.00
物品貸付業					
製造業	123	6,605.73	118		6,546.00
運送業	7	388.03	6		388.00
倉庫業	2	308.49	1	1	308.00
鉄道業					
請負業	46	1,089.70	43	7	1,152.00
貸席業			1		28.00
信託業					
印刷業	1	293.49	2		322.00
写真業	1	15.75	1		16.00
旅人宿業	3	142.20	3		121.00
料理店業	32	1,040.48	31		1,018.00
周旋業	3	56.95	5		83.00
代理業	10	60.71	2	9	70.00
仲立業	10	441.22	3	6	423.00
問屋業	24	614.28	6	18	614.00
合 計	1,246	57,869.14	1,177	73	58,024.00
個 人	1,202		1,140		
法 人	44		37		

(典拠) 『埼玉県統計書』(大正十三年度第三巻, 1926年) および 『大正十三年度 営業名及課税標準申告綴 甲 川越商工会』, 『大正十三年度 営業名及課税標準申告綴 乙 川越商工会』 から作成。

(注) 単位は員数および円。大正11年12月に川越は市制を施行したが、県統計書および東京税務監督局統計書では翌年より市に限定した数値を掲載している。

取りあげたデータの範囲では、第一次大戦期の好景気をうけて営業税の総額と平均値は1921年度(前年度の実績に課税するため、1920年度の経済状態を指す、以下同)がもっとも高い一方で、各年度の税額の50パーセントイル(中央値)をみると1920年度と翌年の1921年度に大きな違いはない。ただし、両年の75パーセントイルの値を比べると、1921年度のほうが4.85円高いことから、物価変動を考慮しないならば中高位層の納税額が増加傾向にあることが確認できる。

表10 川越町(市)の国税営業税納税者員数と納税額代表値

(単位:員数,円)

年度	1917年度	1920年度	1921年度	1924年度	1925年度
納税者員数	661	881	895	1,246	1,257
納税額の平均値(円)	48.97	71.13	94.56	46.44	48.89
同 パーセンタイル(円)					
25	10.71	12.38	12.60	8.60	8.70
50	16.12	20.42	20.00	13.72	14.00
75	27.23	35.15	40.00	26.00	26.15
同 四分位偏差	8.260	11.385	13.695	8.700	8.725
税額総計	32,368.38	62,661.59	84,634.90	57,869.14	61,460.33

(典拠) 『大正六年 営業税課税標準届』(第壹号, 第貳号), 『大正九年 営業税課税標準届』(第壹号, 第貳号), 『大正十年 営業税課税標準届』, 『大正十三年度 営業名及課税標準申告綴 川越商工会』(甲号, 乙号), 『大正十四年度 営業名及課税標準申告綴 川越商工会』(甲号, 乙号)より筆者作成。

次に税制度が変更され、国税営業税の減税がはかられたあとの1924年度、1925年度の数値をみると、市制施行後の川越市の国税営業税納税者は1,200人規模であることが確認でき、市制施行以前の員数と比べると大きく拡大している。両年の納税額の平均値、中央値はともに大きな違いはないが、税制改正以前の納税額と比較すると納税額が総計、平均値、中央値のいずれも減少していることから、やはり物価変動を考慮しない場合であるが減税の効果がみられる。

営業税制度の改正前後で違いはあるが、各年度の納税額のばらつきをみるため、四分位偏差<sup>26)</sup>に注目すると、1917年度から1921年度までは年度を追うたびに同数値が増加しており、ばらつきの程度が増加している。一方で、1924年度と1925年度の四分位偏差は同程度であり両年でのばらつきに大きな差異はない。

それでは、高額納税者層はどのような営業名および業種の業者が占めているだろうか。以下では、まず川越における営業名別の分布を概観し、ついで業種別の業者の分布を確認していこう。

#### b. 営業名別の員数の分布

川越町(市)における営業名別の人員分布を示すと、表11の通りである。各年度ともに物品販売業がもっとも高く、ついで製造業が続く傾向は変わりない。年度による異同は倉庫業や鉄道業に有無が確認できるが、年度により業者が申告した営業名に揺れがあるためである。

次に営業名別の営業税額を確認しよう。員数のもっとも多い物品販売業が全体の36~40%前後を占め、ついで銀行業が26~31%と続く。製造業は員数の上ではいずれの年度も第2位であ

26) 四分位偏差はデータのばらつき具合を示す指標であり、数値が高いほどばらつきの程度が高いことを示す。算出方法は、 $((75\text{パーセンタイル}) - (25\text{パーセンタイル})) / 2$ である。

るが、営業税額上は1921年度を除いて第3位である。もちろん、物品販売業が営業名区分ではもっと高い割合を示すのは川越に限らず、一般的な傾向である。しかしながら、商工業者の分布を把握するためには、営業名区分ではなく業種区分による分類が必要である。次項では業種別の営業者員数と営業税額の分布をみていこう。

### c. 業種別の分布

先行研究で指摘があるように、川越町（市）の主な特産品商は織物業や米穀商であった。前述したように、本論文では業種区分を設けるにあたって、特産品商を別立てて分析をすすめた。稿末の付表1では、年度別・業種別に営業税額の課税標準の内訳を示した。この付表1をもとに、表12では年度別・業種別の営業税総額と員数の内訳と員数当たりの税額を示した。各年度とも営業税総額に占める銀行業や電力会社（武蔵水電株式会社）の納税額が高い一方で、特産品商である織物関連業や穀物関連業は員数・納税額ともに高い水準で推移している。ただし、今回検討した年度のなかで納税額がもっとも高い1921（大正10）年度では、その他の金融関連業の納税額や員数が大きく増加傾向にある一方で、織物関連業の納税額は減少傾向にある。これは第一次大戦期の好景気を背景に、有価証券取引などの株取引を担った金融業者の伸張があったことを示唆している。

また、1917（大正6）年度から1921（大正10）年度までは、営業税総額の8.71%（1917年度）から4.91%（1921年度）を占めた電力会社の項目がみられるが、1923年度、1924年度には確認できない。これは武蔵水電株式会社が1922年に東京電灯株式会社に買収され、川越町（市）を管轄する税務署に営業税を申告しなくなったためと考えられる。加えて、1917年度から1921年度には鉄道業種として、川越電気鉄道（武蔵水電株式会社が運営）と川越鉄道による納税が見られるため運送業による一定額の納税がみられるが、1923年度、1924年度の資料上からは両者の納税が確認できず、陸上輸送を担った法人や倉庫業の営業者を中心とした運送業の営業税総額は他の業種の総額と比べると低位にある。なお、1921年度、運送業の納税額8,504.10円のうち、川越電気鉄道を運営する武蔵水電株式会社が7,080.76円を納税している。同社の納税額は運送業の納税額の約83%を占めており、納税額上、川越町の運送業における独占的な地位にあったことをうかがわせる。

川越市成立以降の、1924（大正13）年度、1925（大正14）年度の数値を中心に検討すると、都市化の進展をうけて人口が増大し<sup>27)</sup>、営業者数も各業種とも増加傾向にあるが、とりわけ食料品関連、飲食・宿泊業と洋物関連の営業者数の増加傾向が顕著である。食料品関連や飲食・宿泊業の増加は川越における消費財の需要増加をうけた変化であろう。洋物関連についてみると、同業の営業者員数は1917年度で20であったが、1925年度には77まで増加し、税額に関して

27) 川越町（市）の人口推移について言及すると、1916年は25,742名、1920年は27,439名、1923年は30,359名、1925年は31,905名の数値が確認できる（川越市総務部市史編纂室編（1978）、24 27頁）。

表11 年度別・営業名別の営業者員数と納税額

営業名	1917 (大正6) 年度			1920 (大正9) 年度			1921 (大正10) 年度			1924 (大正13) 年度			1925 (大正14) 年度			
	員数	割合	営業税額	員数	割合	営業税額	員数	割合	営業税額	員数	割合	営業税額	員数	割合	営業税額	
物品販売業	455	68.84	13,249.65	40.93	47.81	29,957.73	675	76.42	30,753.01	36.34	76.73	28,438.70	980	77.96	28,934.69	
製造業	79	11.95	4,437.66	13.71	9.91	6,211.97	90	10.06	6,858.91	8.10	9.87	6,605.73	117	9.31	7,630.30	
金銭貸付業	31	4.69	1,085.94	3.39	2.91	1,822.88	25	2.79	7,692.83	9.09	1.93	1,375.19	20	1.59	1,372.81	
料理店業	23	3.48	694.70	2.15	2.61	828.76	24	2.68	993.88	1.17	2.57	1,040.46	31	2.47	1,050.88	
問屋業	21	3.18	498.00	1.54	2.95	1,337.41	18	2.01	1,338.17	1.58	1.93	614.28	21	1.67	662.62	
請負業	16	2.42	306.00	0.95	2.61	640.63	27	3.02	1,732.15	2.05	3.69	1,089.70	46	3.66	1,204.16	
運送業	7	1.06	650.00	2.01	0.68	1,233.46	5	0.56	675.84	0.80	0.56	388.03	9	0.72	451.34	
仲立業	7	1.06	115.00	0.36	3.63	2,152.07	6	0.67	472.87	0.56	10	0.80	441.22	9	0.72	468.95
旅人宿業	6	0.91	167.04	0.52	0.45	207.87	4	0.45	147.87	0.17	3	0.24	142.20	3	0.24	136.00
銀行業	5	0.76	10,108.96	31.23	5	16,364.26	5	0.56	24,916.36	29.44	3	16,988.98	3	0.24	18,763.26	
周旋業	3	0.45	34.00	0.11	4	91.5	6	0.67	1,388.37	1.62	3	56.95	3	0.24	56.95	
代理業	3	0.45	29.00	0.09	6	78.4	6	0.67	64.60	0.08	10	60.71	10	0.80	72.01	
印刷業	2	0.30	49.07	0.15	2	76.33	1	0.11	261.80	0.31	1	283.49	2	0.16	332.12	
写真業	1	0.15	19.79	0.06	1	21.84	1	0.11	21.84	0.03	1	15.75	1	0.08	15.75	
倉庫業	1	0.15	98.00	0.30	0.00	1,634.48	1	0.11	7,080.76	8.37	2	308.49	2	0.16	308.49	
鉄道業	1	0.15	815.58	2.52	1	1,634.48	1	0.11	7,080.76	8.37	1	9.24	1	0.08	9.24	
保険業				0.00	0.00			0.00	0.00		1	0.08	9.24	1	0.08	9.24
(総計)	661	100.00	32,368.39	100.00	881	62,661.59	100.00	895	100.00	84,634.90	100.00	1,246	100.00	1,257	100.00	61,460.33

(単位) 表10と同じ。

(注) 単位は営業者員数、円および%。1917年度の請負業には労力請負業と土木請負業を含む。仲立業には仲買業を含む。代弁業は代理業と見なした。空欄はデータなしを示す。1917年度の営業者員数の降順でソートした。

表12 年度別業種別営業税総額と員数当たりの税額

年度	1917年度			1920年度			1921年度			1924年度			1925年度		
	営業税総額	員数	1員数当たりの税額	営業税総額	員数	1員数当たりの税額	営業税総額	員数	1員数当たりの税額	営業税総額	員数	1員数当たりの税額	営業税総額	員数	1員数当たりの税額
銀行	10,108.96	5	2,021.79	16,364.26	5	3,272.85	24,916.36	5	4,983.27	16,988.98	3	5,662.99	18,763.26	3	6,254.42
織物関連	4,220.40	93	45.38	10,612.20	139	76.35	8,461.22	143	59.17	9,092.57	199	45.69	8,327.65	176	47.32
穀物関連	3,497.41	141	24.87	7,491.24	153	48.96	7,394.01	134	55.18	4,391.02	138	31.82	4,469.81	128	34.92
電力会社	2,818.84	1	2,818.84	3,979.52	1	3,979.52	4,153.19	1	4,153.19						
食料品関連	2,071.99	84	24.67	3,799.45	108	35.18	4,553.15	121	37.63	7,594.67	188	40.40	9,439.62	196	48.16
運送業	1,563.58	9	173.73	2,867.94	7	409.71	8,504.10	8	1,063.01	714.51	10	71.45	759.83	11	69.08
燃料関連	1,144.73	36	31.80	3,215.98	57	56.42	3,455.41	65	53.16	2,784.15	65	42.83	2,970.44	75	39.61
荒物、小間物関連	1,110.13	50	22.20	1,973.13	67	29.45	2,299.70	72	31.94	2,549.07	122	20.89	2,792.33	125	22.34
その他の金融関連	954.62	31	30.79	3,709.20	53	69.98	9,523.50	42	226.75	1,450.08	30	48.34	1,404.99	28	50.18
飲食業・宿泊業	945.33	34	27.80	1,174.99	34	34.56	1,352.84	40	33.82	1,714.77	65	26.38	1,659.98	71	23.38
筆筒、木材加工、建材関連	835.62	37	22.58	1,772.91	54	32.83	1,747.88	47	37.19	2,402.57	102	23.55	2,244.97	104	21.59
菓子	578.51	30	19.28	984.28	45	21.87	1,178.50	50	23.57	1,195.40	72	16.60	1,276.66	78	16.37
金物関連	555.34	25	22.21	817.76	25	32.71	941.48	27	34.87	1,061.67	36	29.49	1,209.07	38	31.82
洋物関連	521.91	20	26.10	1,245.89	40	31.15	1,508.05	43	35.07	1,426.01	64	22.28	1,673.71	77	21.74
煙草	506.39	22	23.02	724.39	26	27.86	906.54	30	30.22	1,182.57	54	21.90	1,181.54	51	23.17
書籍、紙、文具関連	335.51	12	27.96	545.86	16	34.12	938.02	16	58.63	1,094.38	24	45.60	1,014.61	20	50.73
建築土木関連	254.00	13	19.13	523.60	17	30.80	1,629.90	20	81.50	959.43	37	25.93	1,069.61	36	29.71
薬品関連	256.64	10	25.66	447.60	13	34.43	480.64	15	32.04	411.27	13	31.64	607.66	19	31.98
その他	88.48	8	11.06	411.39	21	19.59	690.41	16	43.15	856.02	24	35.67	594.59	21	28.31
総計	32,368.39	661	48.97	62,661.59	881	71.13	84,634.90	895	94.56	57,869.14	1,246	46.44	61,460.33	1,257	48.89

(典拠) 表10と同じ。

(注) 単位は営業者員数、円。空欄はデータなしを示す。1917年度の営業税総額の降順でソートした。

も521.91円から1,673.71円と増加傾向にあることから、都市部における衣服の洋装化による影響が大きいと考えられる。

#### 4. 川越町（市）における営業税納税額からみた年度別の階層構成

##### （1）納税額階層別の傾向

本節では川越町（市）における国税営業税納税者を2階層に分け、その分布を概観したい。階層区分は年度ごとに納税額順に営業者を並び替え、それを十等分した上で、上位の1割と下位の9割に区分した。たとえば、1917年度の員数は全体で661であり、上位の1割の員数は66、下位の9割は595である。なお、上位と下位の区分点である納税額の第9十分位は、1917年度は55.8円である。この区分点は当然、年度毎に異なるが、上位階層と下位階層の員数の割合は常に1対9である。ついで、2階層に区分した各年度の営業者を業種別に分類した（稿末付表2）。

まず上位階層と下位階層の税額割合を概観すると、各年度、上位階層が納税額全体の66～75%を占めていることが分かる。これは納税額が高い銀行業や電力会社による影響が大きいですが、川越町（市）においては国税営業税納税者の1割の営業者が同納税管区における国税営業納税の大半を担っていたことを示している。この国税営業税額の分布から、川越町（市）における一定数の営業業者による市場の独占状態が示唆されるだろう。

また、第3節の（1）のc. で述べたように、1921年度は銀行業や有価証券を扱うその他の金融業者の伸張が見られるため、同年度の上位階層における業種別の税額順位も織物関連業や穀物関連業を抜いた上位に位置している。同年度の上層階層の税額割合は実に、75.81%であり、金融関連業の伸張の影響が全体の納税額の向上に大きく寄与しているのが分かる。1921年度以外の年度では、川越町（市）の織物関連業や穀物関連業および食料品関連業が上位階層に一定数の員数を占めている。とりわけ織物関連業は、年度により変動はあるが、上位階層における織物関連業営業業者（93～199員数中、15～33員数）が同業の納税額の59～75%を担っており、上層階層における市場の独占の度合いが高い業種と言えるだろう。

一方、菓子業、荒物・小間物関連業、洋物関連業や飲食業・宿泊業は上位階層に入る営業業者はその他の業種に比べて少ない。これらの業種は、業種内の階層間の税額割合も1924年度の荒物・小間物関連業の上位階層の税額比率である31.8%がもっとも高く、上位階層の税額割合は、各年度25%以下であり、上位階層における営業業者の独占の度合いは織物関連業や穀物関連業、食料品関連業ほどは高くない。また、上以外の業種では、たとえば、業種区分の煙草は各年度、1～2営業業者が占める税額割合が33%以上であり、一部の営業業者による独占傾向を確認できるが、これはある営業業者が煙草の元売捌きを担っていたためである。

以上、国税営業税額による階層別の傾向をまとめると、資料から確認できる1917年度から



1925年度に限定されるが、川越町（市）における全体的な傾向としては、1921年度のピーク時期を挟みつつも、当該時期を通じて上位1割の営業者が担う国税営業税額は6割後半にあたり、それも増加傾向にあることが確認できた。また、業種別の検討では、例外に位置する銀行などの金融関連業にほかに、織物関連業や穀物関連業、食品関連業の営業者が上位階層を占める割合が高いことが確認できた。それでは次に、年度別に国税営業税の納税額上位30者を概観することで、川越町（市）における国税営業税の業種別の独占傾向を営業者別の視点から検討してみたい。

## （2）国税営業税の納税額上位30者の概観

川越町（市）における高額納税者を年度別に示したものが、稿末付表3である。上述の上下2階層別の検討でも言及したとおり、銀行業を営む営業者が上位を占めている。とりわけ、綾部利右衛門（株式会社第八十五銀行、株式会社川越貯蓄銀行、武蔵水電株式会社）や渡邊吉右衛門（川越渡邊銀行、山田屋）は複数枚の「国税営業税課税申告書」を提出しており、いずれも高額納税者であることが確認できる。また、上位30位のなかで種目名を中心に概観すると、織物商・呉服商や米穀商が多くみられ、ここからも川越町（市）における織物関連業種と米穀関連商の独占傾向がみられる<sup>28)</sup>。ただし、1921年度は上述の階層を検討した際と同様に、金融関連の営業者が多数掲出されている。

また、各年度にわたって、氏名を確認できる営業者が大半を占めており、川越町（市）における納税額上の最上位層は固定的であったと推測される。なお、川越商業会議所の議員および役員との関係に言及すると、この上位30位中、たとえば、1917年度は重複を除いて会頭である綾部利右衛門を筆頭に、4位・竹谷兼吉（株式会社川越商業銀行）、6位・高山俊吾、7位・原田要吉、9位・渡邊吉右衛門、15位・大野善太郎、16位・小山西文造、18位・山本平兵衛、22位・山崎嘉七、25位・山崎覺太郎、28位・菅間正作、30位・水村益三の名前を確認することができる<sup>29)</sup>。なお、他の年度についても、国税営業税納税者の上位30位までに掲出された営業者のうち、半数程度が川越商業会議所の議員および役員を構成している。

以上をまとめると、国税営業税納税者の上位30位の傾向は、第一に銀行業や鉄道業を営んだ一部の営業者が占められており、第二に川越町（市）の特産品を扱う織物業および米穀業が複数者上位に掲出されていることが確認できる。加えて第三に、これらの営業者は、検討した期間に限られるが複数回掲出されていることから、川越町（市）における国税営業税納税者の

28) 川越商業会議所成立当初の会員構成を考察した、川越市総務部市史編纂室編（1978）、409-410頁においても同様の傾向が指摘されていることから、川越町（市）における織物関連業と米穀商の優位性は当該時期までは大きく変化がなかったと推測される。

29) 当該時期の川越商業会議所の議員および役員については、川越商工会議所（1952）、62-63、70-71頁に記載のある、川越商業会議所の歴代議員一覧表および役員（第十期、第十一期）を参照した。

最上位層は固定的であったことが確認できる。

## 5. むすびにかえて

本稿では川越商工会議所資料を用いて、川越町（市）における国税営業税納税者の階層分布を中心に検討をおこなった。最後に各節の要約をおこない、残された課題と展望を述べたい。

第1節では、明治後期から大正期にかけての川越町（市）における商工業者を国税営業税納税者区分から検討するにあたって、同区分における営業者の経済的地位と『国税営業税課税標準申告書綴』の商工業者に対する網羅性について述べた。検討を通じて、本稿が利用した国税営業税区分では、川越町（市）における全営業者の3割弱から4割程度が把握できることが明らかになった。国税営業税の納税者は、商工業者のなかで一定の階層以上であるから、同資料の検討は川越町（市）における中位層、上位層の経済的地位を占めた商工業者の動向を知る手がかりなる。そこで第2節では、『国税営業税課税標準申告書綴』の具体的な分析に入るため、データの処理の概要を述べた。本稿は、税制の改定など資料の持つ特性に留意しつつ、『国税営業税課税標準申告書綴』が個票を集積した資料である点を活かし、既存の税務統計からは把握することができない業種別のコーディングをおこなった点を指摘した。

ついで第3節では、『国税営業税課税標準申告書綴』から得られたデータの全体的な傾向と営業別・業種別の営業者の分布を検討した。先行研究では第一次世界大戦期の好景気を背景に商工業者数（とりわけ物品販売業者数）と国税営業税額は増加傾向にあることが指摘されているが<sup>30)</sup>、川越町（市）においても同様の傾向が確認できた。とりわけ、川越町（市）では好景気には納税者の納税額の分布にばらつきの程度が大きいことから、同地域における営業税の増加傾向（1920-1921年度）は、商工業者全体の経済的地位がボトムアップしたわけではなく、一定数の商工業者の経済的地位が上昇したことがデータより示唆された。

第4節では、まず、国税営業税額からみた年度別の商工業者を2階層に分けて、その構成を分析した。加えて、上位階層の国税営業税納税者の上位30者を概観した。その分析の結果、時期は限られるが、川越町（市）においては上位階層にあたる1割の国税営業税納税者が同税務管区の国税営業税額全体の約6割を担っていることが明らかになった。加えて、川越町（市）における特徴としては、織物関連業や穀物関連業が、上位階層を占める傾向が高いことを指摘した。同様の傾向は、国税営業税の納税額の上位30者の分析からも確認され、最上位階層においては、国税営業税の納入者に限られるが、特定の営業者が一定の地位を占めていたことを明らかにした。

課題と展望を示して、本稿を終えることとしたい。本稿の川越町（市）の商工業者に対する

---

30) 松本貴典 (1996), 332-336頁, 松本貴典, 奥田都子 (1997), 22-23頁。

分析ははまだ初歩的検討に止まり、『国税営業税課税標準申告書綴』を1916年度から1925年度まで通年的に取りあげられなかった。今後、データの整備を通じてより精緻な分析をはたしていく所存である。

展望として指摘したい点は、本稿が取り組んだような税務史料による国税営業税の階層分析は、「国税営業税廃税（反対）運動」を担った商工業者をより具体的に把握することが可能になることであろう。先行研究ではたとえば、「都市中小ブルジョワジー」が同運動を担っていたことが指摘されているが<sup>31)</sup>、本稿で検討したように川越町（市）における国税営業税の納税者は同地域の3割弱から4割程度に止まり、県税納税者数が過半を占めていたと推計されることから、少なくとも同地域においては、大多数の商工業者の利害を左右した運動ではなかったと思われる。今後の課題としたい。

#### 参考文献

- 石井裕晶（2014）『制度変革の政治経済過程：戦前期日本における営業税廃税運動の研究』（早稲田大学出版部）。
- 牛米努（2017）『近代日本の課税と徴収』（有志舎）。
- 江口圭一（1969）「一九一四年の廃税運動：大正デモクラシーと旧中間層」（井上清編『大正期の政治と社会』岩波書店），pp. 53-115。
- （1975）『都市小ブルジョワ運動史の研究』（未来社）。
- 老川慶喜（2008）『近代日本の鉄道構想』（日本経済評論社）。
- 川越市総務部市史編纂室編（1978）『川越市史』（第4巻，近代編，同室）。
- 川越商工会議所（1911）『川越商工案内（附録川越商工人名録）』（同所）。
- 川越商工会議所（1952）『川越商工会議所五十年誌』（同所）。
- 大蔵省編纂（1938）『明治大正財政史』（第7巻内国税下巻，財政経済学会）。
- 白戸伸一（2004）『近代流通組織化政策の史的展開：埼玉における産地織物業の同業組合・産業組合分析』（日本経済評論社）。
- 税務大学校情報センター租税資料室編（2013）『営業税関係資料：国税営業税を中心に』（同室）。
- 全国営業便覧発行所編（1902）『埼玉県営業便覧』（同所）。
- 谷謙二，飯田貴美子（2006）『「埼玉県営業便覧」の資料的特性と明治期の埼玉県における中心地の機能と分布』（『埼玉大学教育学部地理学研究報告』第26号），pp. 1-39。
- 深尾京司，中村尚史，中林真幸編（2017）『岩波講座 日本経済の歴史』（3 近代 1，岩波書店）。
- 松本貴典（1996）『明治大正期の日本における物品販売業の全国展開：営業税データによる数量的接近』（安藤精一，藤田貞一郎編『市場と経営の歴史：近世から近代への歩み』清文堂）。
- （2004）『生産と流通の近代像：100年前の日本』（日本評論社）。
- 松本貴典，奥田都子（1997）『戦前期日本における在来産業の全国展開：営業税データによる数量的分析』（中村隆英編『日本の経済発展と在来産業』山川出版社）。

31) 江口圭一（1975），22，25頁。

付表1 年度別業種別課税標準別の税額構成

1917 (大正6) 年度国税営業税内訳		(単位:円)									
業種区分	資本金税額	卸売税額	小売税額	請負金税額	報償金税額	建物税額	従業員税額	職工税額	営業税額	構成比率 (%)	員数
銀行	9,406.48					514.48	188.00		10,108.96	31.23	5
織物関連	255.00	1,766.93	787.20		37.00	836.27	477.00	61.00	4,220.40	13.04	93
穀物関連	30.50	1,600.71	265.00	32.00	412.00	655.20	486.00	16.00	3,497.41	10.81	141
電力会社	2,600.00					77.84	100.00	41.00	2,818.84	8.71	1
食料品関連	242.00	479.97	354.84		21.00	586.18	366.00	22.00	2,071.99	6.40	84
運送業	476.00				815.58	84.00	150.00	38.00	1,563.58	4.83	9
燃料関連	3.00	317.14	392.00			282.59	148.00	2.00	1,144.73	3.54	36
荒物, 小間物関連		233.36	211.00			399.77	266.00		1,110.13	3.43	50
その他金融関連	823.70				9.00	73.92	48.00		954.62	2.95	31
飲食業・宿泊業	7.00	0.55	19.00			555.78	359.00	4.00	945.33	2.92	34
草葺, 木材加工, 建材関連	63.00	118.48	170.00			288.14	156.00	40.00	835.62	2.58	37
菓子	52.00	25.46	114.00			204.05	144.00	39.00	578.51	1.79	30
金物関連	96.00	40.15	68.00			204.19	86.00	61.00	555.34	1.72	25
洋物関連	5.00	53.85	159.00			172.06	132.00		521.91	1.61	20
煙草		171.81	115.35			139.23	80.00		506.39	1.56	22
書籍, 紙, 文具関連	12.00	89.08	53.00			97.43	76.00	8.00	335.51	1.04	12
薬品関連		45.43	47.00		238.00	108.21	56.00		256.64	0.79	10
建築土木関連							14.00	2.00	254.00	0.78	13
その他		13.64	11.00		24.00	21.84	18.00		88.48	0.27	8
総計	14,071.68	4,956.56	2,766.39	270.00	1,318.58	5,301.18	3,350.00	334.00	32,368.39	100.00	661

1920 (大正9) 年度国税営業税内訳		(単位:円)									
業種区分	資本金税額	卸売税額	小売税額	請負金税額	報償金税額	建物税額	従業員税額	職工税額	営業税額	構成比率 (%)	員数
銀行	15,232.67					919.59	212.00		16,364.26	26.12	5
織物関連	296.86	6,871.48	1,626.65	26.00	159.57	983.64	568.00	80.00	10,612.20	16.94	139
穀物関連	15.60	4,233.13	710.09	34.00	1,180.41	818.51	490.00	9.50	7,491.24	11.96	153
電力会社	3,705.15					93.87	126.00	54.50	3,979.52	6.35	1
食料品関連	473.58	1,204.53	924.93		39.00	721.91	418.00	17.50	3,799.45	6.06	108
その他の金融関連	1,509.73				1,912.50	116.97	170.00		3,709.20	5.92	53
燃料関連	3.30	1,505.40	1,089.11			404.67	212.00	1.50	3,215.98	5.13	57
運送業	1,054.46				1,634.48		140.00	39.00	2,867.94	4.58	7
荒物, 小間物関連	6.45	677.27	518.95			485.46	272.00	3.00	1,973.13	3.15	67
草葺, 木材加工, 建材関連	95.31	484.20	603.33			357.07	194.00	39.00	1,772.91	2.83	54
洋物関連	7.05	202.75	571.41			274.68	190.00		1,245.89	1.99	40
飲食業・宿泊業	3.30	66.03	66.03			761.66	344.00		1,174.99	1.88	34
菓子	71.76	81.51	348.30			276.71	170.00	36.00	984.28	1.57	45
金物関連	122.22	115.72	219.00			222.32	82.00	56.50	817.76	1.31	25
煙草		279.68	213.32			145.39	86.00		724.39	1.16	26
書籍, 紙, 文具関連	40.26	160.98	137.25			118.37	32.00	9.00	545.86	0.87	16
建築土木関連		112.92	106.54	485.60		127.61	80.00	6.00	523.60	0.84	17
薬品関連		87.08	52.50	12.03		88.34	46.00	8.50	447.60	0.71	13
その他	40.57				81.90			15.00	411.39	0.66	21
総計	22,674.97	16,019.95	7,187.41	557.63	5,007.86	6,926.77	3,912.00	375.00	62,661.59	100.00	881

(付表1 続き)

1921(大正10)年度国税営業税内訳

業種区分	卸売税額	小売税額	請負金税額	報償金税額	建物税額	従業員税額	職工税額	営業税額	構成比率(%)	員数
銀行	23,737.93				948.43	230.00		24,916.36	29.44	5
その他の金融関連	7,035.11	292.65		1,933.20	120.54	142.00		9,523.50	11.25	42
運送業	1,065.28	7.66		7,080.76	254.40	80.00	16.00	8,504.10	10.05	8
織物関連	232.21	4,482.50		69.06	1,128.05	588.00	104.00	8,461.22	10.00	143
穀物関連	33.90	4,583.62		42.80	930.44	530.00	12.50	7,394.01	8.74	134
食料品関連	718.45	937.68		405.87	852.81	496.00	23.00	4,553.15	5.38	121
電力会社	3,705.15				106.54	288.00	73.50	4,133.19	4.91	1
燃料関連		1,563.47		15.00	502.74	252.00		3,455.41	4.08	65
荒物, 小間物関連	17.80	792.60			588.84	328.00	10.50	2,299.70	2.72	72
算筒, 木材加工, 建材関連	65.39	458.05			385.63	184.00	26.50	1,747.88	2.07	47
建築土木関連	17.08		1,533.60		17.22	40.00	22.00	1,629.90	1.93	20
洋物関連	7.05	271.34		692.28	317.38	220.00		1,508.05	1.78	43
飲食業・宿泊業		3.30		93.90	887.64	388.00	36.50	1,352.84	1.60	40
菓子	90.59	107.25		422.10	326.06	196.00	78.00	1,178.50	1.39	50
金物関連	162.51	72.38		321.60	252.49	78.00	54.50	941.48	1.11	27
書籍, 紙, 文具関連	216.90	232.95		145.50	236.67	94.00	12.00	938.02	1.11	16
煙, 草		329.78		289.10	191.66	96.00		906.54	1.07	30
その他	378.22	85.78		21.90	88.13	52.00	7.50	690.41	0.82	16
薬品関連		118.10		132.78	151.76	78.00		480.64	0.57	15
総計	39,253.76	14,520.77	7,855.41	1,635.45	3,083.01	4,290.00	398.50	84,634.90	100.00	895

1924(大正13)年度国税営業税内訳

業種区分	卸売金税額	小売金税額	請負金税額	報償金税額	建物税額	従業員税額	職工税額	営業税(算出)	構成比率(%)	員数
銀行	18,418.78				208.00			18,626.78	29.36	3
織物関連	1,084.00	4,347.25		99.33	734.00	193.00		9,080.28	15.71	199
食料品関連	3,144.37	1,764.44		1,662.38	712.00	35.00		7,318.19	13.12	188
穀物関連	5.61	2,547.53		831.90	440.00	3.50		4,391.02	7.59	138
燃料関連		1,376.96		1,154.19	260.00	0.50		2,791.65	4.81	65
荒物, 小間物関連	20.26	1,136.70		947.74	416.00	4.50		2,525.20	4.40	122
算筒, 木材加工, 建材関連	289.50	726.93		943.50	372.00	59.50		2,399.43	4.15	102
飲食業・宿泊業	159.59			8.00	498.00			1,695.27	2.96	60
その他の金融関連	1,337.97			62.89	746.18	50.00		1,450.86	2.51	35
洋物関連	7.75	256.65		6.00	284.00	2.50		1,412.60	2.46	64
菓子	166.32	197.00		9.00	278.00	38.50		1,195.40	2.07	72
煙		503.02		529.35	150.00			1,182.57	2.04	54
書籍, 紙, 文具関連	282.94	342.54		317.40	132.00	19.50		1,094.38	1.89	24
金物関連	321.27	207.40		351.30	110.00	72.50		1,062.47	1.83	36
建築土木関連	409.08	54.25		867.00	74.00	16.50		957.50	1.66	37
その他	294.53	10.87		10.00	86.00	11.00		855.42	1.48	24
運送業	19.03	178.14		144.60	293.49	90.00	18.50	714.50	1.23	10
薬品関連					68.00	1.00		410.77	0.71	13
総計	25,961.00	13,649.68	11,153.47	990.00	1,039.67	4,942.00	476.00	59,175.91	100.00	1,246

(付表1 続き)  
1925(大正14)年度国税営業税内訳 (単位:円)

業種区分	資本金税額	卸売金税額	小売金税額	請負金税額	報償金税額	建物税額	従業税	職工税額	営業税額	構成比率(%)	員数
銀行	18,543.26						220.00		18,763.26	30.53	3
食料品関連	4,597.58		1,737.34		387.18		788.00	47.00	9,439.62	15.36	196
織物関連	1,049.39	3,842.77	2,459.70		81.69		654.00	164.50	8,327.65	13.55	176
穀物関連		2,646.81	835.70		571.30		416.00		4,469.81	7.27	128
燃料関連		1,464.25	1,220.19				286.00		2,970.44	4.83	75
荒物、小間物関連	22.86	1,306.82	1,006.65				450.00	6.00	2,792.33	4.54	125
管、木材加工、建材関連	296.31	594.96	917.80	8.40			370.00	57.50	2,244.97	3.65	104
洋物関連	69.62	269.29	1,001.10	11.20			310.00	12.50	1,673.71	2.72	77
飲食業・宿泊業			341.90		25.20	788.88	504.00		1,659.98	2.70	71
その他の金融関連	1,258.13				94.86		52.00		1,404.99	2.29	28
菓子	171.99	203.97	571.70				290.00	39.00	1,276.66	2.08	78
金物関連	330.41	296.36	385.80				128.00	68.50	1,209.07	1.97	38
煙草		530.39	509.15				142.00		1,181.54	1.92	51
書籍、紙、文具関連				969.61			78.00	22.00	1,069.61	1.74	36
建築土木関連	287.62	288.59	305.90			293.49	108.00	24.50	1,014.61	1.65	20
運送業	331.34						116.00	19.00	759.83	1.24	11
薬品関連		312.66	195.00				100.00		607.66	0.99	21
その他	337.93	65.17	96.44		10.50		62.00	6.50	594.59	0.97	21
総計	27,296.44	13,704.56	11,584.37	1,080.86	1,170.73	1,082.37	5,074.00	467.00	61,460.33	100.00	1,257

(典拠) 『大正六年 営業税課税標準届』(第壹号, 第貳号), 『大正九年 営業税課税標準届』(第壹号, 第貳号), 『大正十年 営業税課税標準届』, 『大正十三年度 営業名及課税標準申告届』(甲号, 乙号), 『大正十四年度 営業名及課税標準申告届』(甲号, 乙号)より筆者作成。

(注) 報償金税額には収入金税額を含む。  
大正6年度, 9年度, 10年度の運送業には鉄道業(川越電気鉄道を運営した武蔵水電株式会社1社)を含む。  
各年度営業税額の降順でソートした。  
表中の空欄はデータなしを示す。

大正13年度の国税営業税内訳表には2種の営業税額の集計値を記載した。営業税額(算出)は、個票記載の課税標準から算出した値であり、営業税額(訂正)は個票欄外に記載された営業税額を集計した。前者の値よりも後者の値が埼玉県統計書の値と近似するが、課税標準別の税額の集計値とは一致しないため煩雑であるが、2種を併記した。

付表2 年度別・業種別・階層別の営業者員数と税額

1917 (大正6) 年度

業種	上位員数	上位税額集計 (A)	税額割合 (A/C)	下位員数	下位税額集計 (B)	税額割合 (B/C)	合計	税額総計 (C)
銀行	5	10,108.96	100.00	0	0.00	0.00	5	10,108.96
電力会社	1	2,818.84	100.00	0	0.00	0.00	1	2,818.84
織物関連	15	2,531.26	59.98	78	1,689.14	40.02	93	4,220.40
運送業	3	1,488.58	95.20	6	75.00	4.80	9	1,563.58
穀物関連	9	1,453.02	41.55	132	2,044.39	58.45	141	3,497.41
食料品関連	8	828.49	39.99	76	1,243.50	60.01	84	2,071.99
燃料関連	7	536.64	46.88	29	608.09	53.12	36	1,144.73
その他金融関連	4	410.35	42.99	27	544.27	57.01	31	954.62
荒物、小間物関連	2	202.52	18.24	48	907.61	81.76	50	1,110.13
煙草	1	177.18	34.99	21	329.21	65.01	22	506.39
筆筭、木材加工、建材関連	2	151.40	18.12	35	684.22	81.88	37	835.62
菓子	1	143.00	24.72	29	435.51	75.28	30	578.51
飲食業・宿泊業	2	138.40	14.64	32	806.93	85.36	34	945.33
書籍、紙、文具関連	2	126.07	37.58	10	209.44	62.42	12	335.51
金物関連	1	105.00	18.91	24	450.34	81.09	25	555.34
建築土木関連	1	84.00	33.07	12	170.00	66.93	13	254.00
薬品関連	1	67.00	26.11	9	189.64	73.89	10	256.64
洋物関連	1	64.00	12.26	19	457.91	87.74	20	521.91
その他	0	0.00	0.00	8	88.48	100.00	8	88.48
(合計)	66	21,434.71	66.22	595	10,933.68	33.78	661	32,368.39

1920 (大正9) 年度

業種	上位員数	上位税額集計 (A)	税額割合 (A/C)	下位員数	下位税額集計 (B)	税額割合 (B/C)	合計	税額総計 (C)
銀行	5	16,364.26	100.00	0	0.00	0.00	5	16,364.26
織物関連	23	8,056.91	75.92	116	2,555.29	24.08	139	10,612.20
電力会社	1	3,979.52	100.00	0	0.00	0.00	1	3,979.52
穀物関連	13	3,872.60	51.70	140	3,618.64	48.30	153	7,491.24
運送業	2	2,775.44	96.77	5	92.50	3.23	7	2,867.94
その他金融関連	9	2,577.34	69.49	44	1,131.86	30.51	53	3,709.20
燃料関連	9	1,968.48	61.21	48	1,247.50	38.79	57	3,215.98
食料品関連	11	1,660.80	43.71	97	2,138.65	56.29	108	3,799.45
筆筭、木材加工、建材関連	5	687.20	38.76	49	1,085.71	61.24	54	1,772.91
荒物、小間物関連	2	366.94	18.60	65	1,606.19	81.40	67	1,973.13
煙草	1	258.00	35.62	25	466.39	64.38	26	724.39
金物関連	2	248.10	30.34	23	569.66	69.66	25	817.76
洋物関連	2	231.10	18.55	38	1,014.79	81.45	40	1,245.89
菓子	1	206.00	20.93	44	778.28	79.07	45	984.28
建築土木関連	1	160.70	30.69	16	362.90	69.31	17	523.60
飲食業・宿泊業	1	94.00	8.00	33	1,080.99	92.00	34	1,174.99
薬品関連	0	0.00	0.00	13	447.60	100.00	13	447.60
書籍、紙、文具関連	0	0.00	0.00	16	545.86	100.00	16	545.86
その他	0	0.00	0.00	21	411.39	100.00	21	411.39
(合計)	88	43,507.39	69.43	793	19,154.20	30.57	881	62,661.59



## (付表2 続き)

1921 (大正10) 年度

業種	上位員数	上位税額集計 (A)	税額割合 (A/C)	下位員数	下位税額集計 (B)	税額割合 (B/C)	合計	税額総計 (C)
銀行	5	24,916.36	100.00	0	0.00	0.00	5	24,916.36
その他金融関連	10	8,742.01	91.79	32	781.49	8.21	42	9,523.50
運送業	4	8,382.42	98.57	4	121.68	1.43	8	8,504.10
織物関連	16	5,471.59	64.67	127	2,989.63	35.33	143	8,461.22
穀物関連	15	4,307.91	58.26	119	3,086.10	41.74	134	7,394.01
電力会社	1	4,153.19	100.00	0	0.00	0.00	1	4,153.19
食料品関連	12	2,151.47	47.25	109	2,401.68	52.75	121	4,553.15
燃料関連	6	1,664.63	48.17	59	1,790.78	51.83	65	3,455.41
建築土木関連	4	1,160.00	71.17	16	469.90	28.83	20	1,629.90
筆筭, 木材加工, 建材関連	4	587.08	33.59	43	1,160.80	66.41	47	1,747.88
書籍, 紙, 文具関連	3	559.23	59.62	13	378.79	40.38	16	938.02
その他	1	474.42	68.72	15	215.99	31.28	16	690.41
荒物, 小間物関連	2	394.20	17.14	70	1,905.50	82.86	72	2,299.70
金物関連	2	341.00	36.22	25	600.48	63.78	27	941.48
洋物関連	2	310.40	20.58	41	1,197.65	79.42	43	1,508.05
煙草	1	304.80	33.62	29	601.74	66.38	30	906.54
菓子	1	242.00	20.53	49	936.50	79.47	50	1,178.50
薬品関連	0	0.00	0.00	15	480.64	100.00	15	480.64
飲食業・宿泊業	0	0.00	0.00	40	1,352.84	100.00	40	1,352.84
(合計)	89	64,162.71	75.81	806	20,472.19	24.19	895	84,634.90

1924 (大正13) 年度

業種	上位員数	上位税額集計 (A)	税額割合 (A/C)	下位員数	下位税額集計 (B)	税額割合 (B/C)	合計	税額総計 (C)
銀行	3	16,988.98	100.00	0	0.00	0.00	3	16,988.98
織物関連	33	6,238.21	68.61	166	2,854.36	31.39	199	9,092.57
食料品関連	18	4,854.41	63.92	170	2,740.26	36.08	188	7,594.67
穀物関連	13	2,197.94	50.06	125	2,193.08	49.94	138	4,391.02
燃料関連	7	1,458.46	52.38	58	1,325.69	47.62	65	2,784.15
筆筭, 木材加工, 建材関連	13	1,320.46	54.96	89	1,082.11	45.04	102	2,402.57
その他金融関連	5	932.12	64.28	25	517.96	35.72	30	1,450.08
荒物, 小間物関連	5	811.08	31.82	117	1,737.99	68.18	122	2,549.07
書籍, 紙, 文具関連	4	652.88	59.66	20	441.50	40.34	24	1,094.38
その他	2	642.58	75.07	22	213.44	24.93	24	856.02
金物関連	4	540.08	50.87	32	521.59	49.13	36	1,061.67
運送業	4	516.81	72.33	6	197.70	27.67	10	714.51
煙草	2	504.70	42.68	52	677.87	57.32	54	1,182.57
飲食業・宿泊業	4	445.19	25.96	61	1,269.58	74.04	65	1,714.77
建築土木関連	3	437.60	45.61	34	521.83	54.39	37	959.43
洋物関連	3	340.10	23.85	61	1,085.91	76.15	64	1,426.01
薬品関連	3	247.40	60.16	10	163.87	39.84	13	411.27
菓子	1	144.00	12.05	71	1,051.40	87.95	72	1,195.40
(合計)	127	39,273.00	67.87	1,119	18,596.14	32.13	1,246	57,869.14

(付表2 続き)

1925 (大正14) 年度

業種	上位員数	上位税額集計 (A)	税額割合 (A/C)	下位員数	下位税額集計 (B)	税額割合 (B/C)	合計	税額総計 (C)
銀行	3	18,763.26	100.00	0	0.00	0.00	3	18,763.26
食料品関連	21	6,617.06	70.10	175	2,822.56	29.90	196	9,439.62
織物関連	30	5,683.18	68.24	146	2,644.47	31.76	176	8,327.65
穀物関連	13	2,297.40	51.40	115	2,172.41	48.60	128	4,469.81
燃料関連	8	1,550.20	52.19	67	1,420.24	47.81	75	2,970.44
その他金融関連	5	1,016.24	72.33	23	388.75	27.67	28	1,404.99
筆筭, 木材加工, 建材関連	9	909.25	40.50	95	1,335.72	59.50	104	2,244.97
荒物, 小間物関連	5	832.32	29.81	120	1,960.01	70.19	125	2,792.33
書籍, 紙, 文具関連	4	695.60	68.56	16	319.01	31.44	20	1,014.61
運送業	5	583.12	76.74	6	176.71	23.26	11	759.83
建築土木関連	4	582.06	54.42	32	487.55	45.58	36	1,069.61
金物関連	4	581.91	48.13	34	627.16	51.87	38	1,209.07
煙草	2	532.30	45.05	49	649.24	54.95	51	1,181.54
洋物関連	4	421.17	25.16	73	1,252.54	74.84	77	1,673.71
その他	1	356.93	60.03	20	237.66	39.97	21	594.59
飲食業・宿泊業	4	346.80	20.89	67	1,313.18	79.11	71	1,659.98
薬品関連	3	273.60	45.03	16	334.06	54.97	19	607.66
菓子	1	159.00	12.45	77	1,117.66	87.55	78	1,276.66
(合計)	126	42,201.40	68.66	1,131	19,258.93	31.34	1,257	61,460.33

(典拠) 付表1と同じ。

(注) 単位は、員数・円・%。

各年度上位税額集計(A)の降順でソートした。

各年度の上位と下位とを区分する金額(第9十分位)は、下記の通り。

1917年度 55.8円; 1920年度 92.8円; 1921年度 109.1円; 1924年度 65.8円; 1925年度 65.6円。

付表3 年度別の国税営業税納税額の上位30者

1917 (大正6) 年度

順位	申告者氏名	屋号, 法人名	納税額	種目名
1	綾部利右衛門	(株) 第八十五銀行	6,047.19	銀行
2	綾部利右衛門	武蔵水電株式会社	2,818.35	銀行
3	綾部利右衛門	(株) 川越貯蓄銀行	1,457.90	銀行
4	竹谷兼吉	(株) 川越商業銀行	956.11	銀行
5	[岩田作兵衛]	川越鉄道株式会社	575.09	運送業
6	高山俊吾	合資会社高山商店	473.91	織物
7	原田要吉	足立屋	424.00	米穀
8	渡邊吉右衛門	山田屋	375.57	織物
9	吉田吉之助	吉田屋	273.56	綿商
10	中島半五郎		233.00	米穀商
11	綾部利右衛門	武蔵水電(株)	203.90	[運送]
12	高橋廣太郎		194.50	織物買継商
13	榎本惣五郎	足立屋	192.00	米穀
14	名坂喜兵衛	日野屋	183.44	清酒醸造
15	大野善太郎	大野屋	182.00	木綿裏地
16	小山文造	小山商店	177.18	煙草元売捌
17	小島金兵衛	小島屋	176.10	米穀商
18	[山本平兵衛]	足立屋	169.75	織物卸小売
19		川越織物市場(株)	151.97	[織物]
20	竹谷兼吉	(株) 川越貯金銀行	148.27	[銀行]
21	[原田要吉]	川越三業(株)	147.54	金銭貸付業
22	山崎嘉七	亀屋	143.00	菓子白餅
23	二村良	二村質合資会社	140.70	質
24	田島徳次郎	田丸屋	126.36	織物買次
25	山崎覺太郎	亀屋	124.00	茶紙
26	向田央	合資会社丸三商店	113.86	魚乾物青物
27	渡邊吉右衛門	渡邊商店卸部 山田屋	110.04	織物卸
28	菅間正作	菅間	109.15	[織物]
29	山崎善助	三河屋	108.73	荒物
30	水村益三	水村	105.40	米穀

(付表3 続き)

1920 (大正9) 年度

順位	申告者氏名	屋号, 法人名	納税額	種目名
1	綾部利右衛門	(株) 八十五銀行	10,290.70	銀行
2	綾部利右衛門	武蔵水電 (株)	3,979.52	電気供給
3	綾部利右衛門	(株) 川越貯蓄銀行	3,016.80	銀行
4	渡邊吉右衛門	(株) 川越渡邊銀行	1,780.05	銀行
5	井上秀吉	合名会社丸上糸店	1,700.70	[糸]
6	[高山俊吾]	合名会社高山商店	1,629.58	織物
7	岩田作兵衛	川越鐵道 (株)	1,140.96	鐵道
8	[竹谷兼吉]	(株) 川越商業銀行	1,101.21	銀行
9	原田要吉	足立屋	908.00	米穀
10	高橋廣太郎		790.60	[織物]
11	伊藤長三郎	小川屋	786.50	肥料砂糖石油塩セメント浮粉
12	渡邊吉右衛門	山田屋	683.70	織物卸小売
13	中嶋半五郎		597.00	米穀商
14	小島金兵衛	小島屋	503.10	米穀
15	桑村又吉	関東証券信託 (株)	472.00	仲立
16		埼玉證券 (株)	468.00	仲立
17	榎本惣五郎	足立屋	415.30	穀商
18	綾部利右衛門	武蔵水電 (株)	408.60	鐵道, 種目に旅客貨物運輸とあり
19	桑村又吉	関東証券信託 (株)	397.20	金銭貸付 (異業種で複数申告)
20	山本平兵衛	足立屋	340.80	織物卸小売
21	加藤栄三郎	川越商事信託 (株)	322.40	金銭貸付
22	[原田要吉]	川越三業 (株)	302.55	金銭貸付
23	加藤栄三郎	川越商事信託 (株)	300.00	仲立
24	小山文造	小山商店	258.00	煙草元売捌燐寸
25	田島徳次郎	田丸屋	247.50	織物買次
26	原田利七	原田商店	247.32	織物商
27	岡常吉		232.31	清酒醸造
28	木下藤次郎	木村屋	226.50	酒類醤油卸小売
29	菅間正作	菅間	225.00	織物卸
30	星野次郎吉	福田屋	223.55	肥料石油塩

## (附表3 続き)

1921 (大正10) 年度

順位	申告者氏名	屋号, 法人名	納税額	種目名
1	綾部利右衛門	(株) 第八十五銀行	15,370.69	銀行
2	山崎博之	武蔵水電 (株)	7,080.76	旅客貨物, 運輸
3		武州商事信託 (株)	5,399.32	金銭貸付
4	山崎博之	武蔵水電 (株)	4,153.19	電機製造, 鉄道業
5	[綾部利右衛門]	(株) 川越貯蓄銀行	3,762.24	貯蓄預金及銀行一般業
6	渡邊吉右衛門	(株) 川越渡邊銀行	3,413.46	[銀行]
7	小山文造	(株) 川越商業銀行	2,183.62	銀行業一般
8	[桑村又吉]	関東証券信託 (株)	1,273.59	[有価証券]
9	[井上秀吉]	合資会社丸上糸店	1,223.95	綿糸
10	[高山俊吾]	合資会社高山商店	1,077.13	織物
11	原田要吉	足立屋	888.00	米穀問屋業, 穀物販売業
12	渡辺吉右衛門	山田屋	819.50	呉服
13	伊藤長三郎	小川屋	785.10	肥料砂糖塩
14	内河内蔵壽	鶴川組	646.00	土木建築
15	小島金兵衛	小島屋	561.20	米穀問屋業, 穀物売買業
16	綾部恒之助	武州倉庫運送 (株)	554.16	鉄道貨物, 金銭貸付, 物品販売
17	原田要吉	川越三業 (株)	532.77	金銭貸付
18	綾部恒之助	武州倉庫運送 (株)	491.86	金銭貸付
19	石川仁平	帝國発明應用 (株)	474.42	箒捲機製造販売
20	[桑村又吉]	関東証券信託 (株)	463.77	金銭貸付
21	中島平五郎		461.00	米穀問屋業, 穀物売買業
22	榎本惣五郎	足立屋	421.60	穀物売買業
23	山本平兵衛	足立屋	357.80	呉服
24	松崎杵八		351.50	麦粉砂糖商
25	小山文造	万文	304.80	煙草, 燐寸
26		麻利 (株)	276.11	肥料石油塩種油
27	名坂喜兵衛	日野屋	274.65	焼酎醸造
28	喜多欽一郎	(株) 青山印刷所	261.80	印刷和洋帳簿製本出版並編輯
29	星野治郎吉	川越倉庫株式会社	255.64	倉庫
30	高橋廣太郎	合資会社高橋商店	243.94	絹綿交織, 綿布

(付表3 続き)

1924 (大正13) 年度

順位	申告者氏名	屋号, 法人名	納税額	種目名
1	綾部利右衛門	(株) 八十五銀行	12,425.78	【銀行】
2	綾部利右衛門	(株) 川越貯蓄銀行	3,275.59	貯蓄銀行業務
3	渡邊吉右衛門	(株) 渡邊銀行	2,925.41	銀行業
4	小山梧楼	関東醸造 (株)	2,363.51	酒類 (焼酎, 葡萄酒, 味醂など)
5	渡辺吉右衛門	山田屋	877.00	呉服洋服商
6	井上秀吉	合名会社丸糸商店	848.08	綿 糸
7	[高山俊吾]	合名会社高山商店	735.62	織 物
8	伊藤長三郎	小川屋	610.00	肥料, 砂糖
9	榎本惣五郎	足立屋	444.00	米 穀
10	石川仁平	帝国発明品応用 (株)	430.58	【その他】
11	原田要吉	川越三業 (株)	427.76	金銭貸付
12	小山三省	小山商店	412.40	煙草, 燻寸
13	名坂喜兵衛	日野屋	404.74	
14	山本平兵衛	足立屋	351.50	呉服太物
15	原田要吉	足立屋	340.00	穀 物
16	小嶋金兵衛	小島屋	328.00	穀 物
17	横関幸三郎	(株) 横関肥料製造所	316.79	肥料製造販売
18	山崎善助	合名会社山崎善助商店	309.18	荒物, 紙類, 石油
19	喜多欽一郎	(株) 青山印刷所	293.49	印刷, 製本, 紙類販売
20	鈴木徳次郎	丹波屋	283.00	材 木
21	木下藤次郎	木村屋	273.00	酒類醤油味噌卸小売
22	綾部恒之助	武州倉庫運送 (株)	258.11	金銭貸付業
23	加藤元三郎	足立屋メリンス店	243.80	呉服太物
24	菅間正作	[菅間]	232.00	木綿織物
25	染谷小赤	岩槻屋	214.00	織物小売
26	清水友右衛門	麻 屋	214.00	荒 物
27	内河内蔵寿		214.00	土木建築
28	田中市右工門	川越青物市場 (株)	212.69	【仲立】
29	星野治郎吉	川越倉庫 (株)	202.13	倉 庫
30	竹内栄光		200.96	酒 類

## (付表3 続き)

1925 (大正14) 年度

順位	申告者氏名	屋号, 法人名	納税額	種目名
1	綾部利右衛門	(株) 第八十五銀行	12,918.08	銀行
2	綾部利右衛門	(株) 川越貯蓄銀行	3,241.21	銀行
3	渡邊吉右衛門	(株) 川越渡邊銀行	2,603.97	銀行
4	小山梧楼	関東醸造 (株)	2,337.50	酒類
5		武蔵製粉 (株)	1,528.56	粉
6	渡邊吉右衛門	山田屋	920.00	呉服洋服雜貨商
7	[井上秀吉]	合名会社丸上糸店	918.72	綿糸
8	伊藤長三郎	小川屋	629.00	肥料砂糖石油浮粉
9	榎本惣五郎	足立屋	500.00	米穀
10	[高山俊吾]	合名会社高山商店	446.53	織物
11	小山三省	小山商店	434.00	煙草燐寸
12	[原田要吉]	川越三業 (株)	428.43	金銭貸付
13	[石川仁平]	帝国発明品応用 (株)	356.93	不詳 [製造業]
14	原田要吉	足立屋	348.00	米穀
15	木下藤次郎	木村屋	345.00	酒類正油味噌卸小売
16	小島金兵衛	小島屋	336.00	米穀
17	横関幸三郎	(株) 横関肥料製造所	313.44	肥料
18	喜多欽一郎	(株) 青山印刷所	303.17	活版
19	山崎善助	(合資) 山崎善助商店 / 三善	284.52	畳表, 荒物類 [石油, マッチ, 青蕪の代理販売]
20	[綾部恒之助]	武州倉庫運送 (株)	278.51	不詳 [倉庫業]
21	山本平兵衛	足立屋	270.50	呉服太物商
22	加藤元三郎	足立メリンズ店	267.80	呉服太物
23	清水友右衛門	麻屋	251.30	荒物
24	菅間正作	[菅間正作商店]	234.00	木綿織物
25	[田中市右工門]	川越青物市場 (株)	226.91	仲立
26	染谷小赤	岩槻屋 [呉服店]	216.00	呉服太物
27	岡常吉	[株式会社芳潔舎]	208.61	[酒類]
28	武田榮吉	升屋	205.95	清酒
29	[星野治郎吉]	升屋	202.13	[運送]
30	[向田央]	合資会社丸三商店	199.39	魚, 青物

(典拠) 付表1と同じ。

(注) 納税額の単位は、円。

空欄は史料上未記入を示す。

[ ] は作成者による加筆。